

# 連合王国における犯罪被害者施策

研究官 浜井 浩一  
研究官補 横地 環

## 目 次

はじめに	57
第1 犯罪被害者施策の沿革	57
第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	58
1 被害者の権利	58
2 被害者に対する情報提供	61
3 被害者の刑事司法への関与	62
4 刑事司法における被害者に対する保護	64
5 刑事司法における被害救済・被害回復	66
第3 被害者補償制度等	70
第4 被害者援助団体が行う被害者支援プログラム	72
第5 犯罪被害実態調査	75
1 調査の方法と質問	75
2 警察の数値と犯罪被害実態調査の数値	75
3 犯罪被害実態調査と特別調査	78
第6 総合的な犯罪抑制策の中の被害者対策～DV被害者を中心に	82
1 「恐怖のない暮らし (Living without fear)」	82
2 問題の現状把握と政府の方針	82
(1) 問題の現状把握	82
(2) 政府の方針	83
3 被害者の保護	83
(1) 各種機関による被害者へのサービス	83
(2) DVと児童保護	85
(3) その他の被害者援護策	85
4 加害者に対する刑事司法	86
(1) 警察による取組	86
(2) DV加害者・性犯罪者を対象とするプログラム	87
(3) 関連法制度の整備	88
おわりに	89
巻末資料	97

## はじめに

近時、我が国でも犯罪被害者に対する支援が刑事政策上の課題の一つとなり、刑事司法における犯罪被害者の権利及び保護の確立が求められている。イギリス（本稿ではイングランド及びウェールズをいう。）は、アメリカと共に犯罪被害者施策の先進国とされ、その制度は、一つのあるべきモデルとして、我が国においても多くの学者・実務家が調査研究を行い、その成果を発表している。特に、刑事司法手続における被害者保護や、経済的な被害者補償については、研究し尽くされた感もある。本稿においては、これらの研究を参考にしつつ、イギリスの被害者施策の沿革及び現状について概観するが、それと同時に、イギリス被害者学において、これまで我が国の刑事政策研究者の関心を余り集めなかった分野にも焦点を当ててみたい。特に、犯罪被害の実態を警察の認知件数ではなく、統計的な手法を用いて、暗数を含めて調査しているイギリス犯罪被害実態調査（British Crime Survey）の概要、その意義及び成果、さらに、それらによって被害実態が浮かび上がってきた、女性に対する犯罪を中心とした性犯罪被害、ドメスティック・バイオレンスの実情及び対策について紹介する。資料を入手し得た範囲ではあるが、できるだけ分かりやすく紹介しようと試みたつもりである。

## 第1 犯罪被害者施策の沿革

イギリスにおける犯罪被害者援護は、1964年に導入された犯罪被害者補償制度に始まる。この制度は、暴力犯罪の被害者に対して経済的援助を行うもので、コモン・ロー上の損害補償の原則に基づいたものである。したがって、国が犯罪を防止できなかった責任を認め、被害者に対して国に補償を求める権利を与えたわけではなく、本来であれば加害者に対する民事訴訟で得られるであろう補償を、国が恩恵として肩代わりする制度として設立されたものである<sup>1</sup>。この制度は、当初、法律に基づかない行政的な制度としてサービスを開始し、次第に支給対象を拡大する方向で1969年、1979年と部分修正が行われている。そして、1988年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1988）により法制化された。さらに、1995年犯罪被害補償法（Criminal Injuries Compensation Act 1995）により、犯罪被害者に対する補償制度は全面的に改正された。従来の制度は、被害者が加害者に対して損害賠償請求をした場合に得られるコモン・ロー上の損害賠償請求権を基本に、現実的には資力のない犯罪者に代わり、政府が恩恵的に「罪のない被害者」に対して損害を補償するものであったため、個々の事件ごとにその損害の程度や過失の程度など、綿密な審査が行われていたが、新制度は、こうした枠組みから離れ、より実際的な経済的支援を重視するものとなっている。基本的には、傷害の程度を等級化して、その等級に従って補償金額を計算するもので、審査・支給の迅速化を図った改革となっている。

こうした経済的な補償に加えて、1970年代に入り、民間ボランティアによる犯罪被害者に対する精神的・実際的な支援が始まった。こうした運動は、イギリス南西部のブリストルで、犯罪加害者の更生を援助する団体である NACRO（National Association for the Care and Resettlement of Offenders）の活動の一つとして、地域の保護観察官らを中心に犯罪者の更生という視点から被害者支援が始められた。こうした動きは、次第に「刑事司法上忘れられた存在である被害者」に対する実質的な支援として、地域の警察と協力しながら発展し、1974年には、ブリストルに被害者援護会（Bristol Victims Support Schemes）が設立された。活動の主眼は、犯罪被害者に寄り添い、その相談相手となりながら、精神的

なサポートとともに、実際的な助言等を行うことにある。その後、活動の拠点をロンドンに移し、全国規模組織へと発展し、1979年にはNAVSS (National Association of Victim Support Schemes) が設立されている。これが現在、イギリス被害者支援の中心的な存在であるVictim Support (第4章参照)の前身である。

こうした犯罪被害者に対する具体的な支援活動が開始される中で、1980年代は、政府が本格的に被害者対策に乗り出す前段階としての実情調査が本格的に行われた時代としてとらえることができる。1982年にはイギリスで最初の犯罪被害実態調査<sup>2</sup>が実施されている。これは、無作為に選ばれた世帯に対して、過去1年程度の犯罪被害、警察への届出状況や届けなかった理由等を調査することで、警察の認知件数には表れない暗数を含めた犯罪被害の実態を把握しようとする試みであり、その後もほぼ1年おきに実施されている。こうした調査においても、被害の実態だけでなく、刑事司法に対する態度や、被害の影響等についても調査されているが、特に、実際に犯罪被害にあった者を対象として刑事手続における被害者の地位等に関する幾つかの調査が行われている。代表的なものが、シャプランド(Shapland, J)による刑事手続に対する被害者の意識調査<sup>3</sup>である。同調査では、暴力犯罪の被害者に対して、警察の対応や、情報提供等について調査が行われ、時間の経過とともに被害者に対する情報提供が行われなくなり、被害者が犯罪の当事者の一人として扱われないことに不満を感じていることや、性犯罪被害者が、取調べ等で特別な配慮を求めていることなど、被害者のもつ様々な不安や要望が明らかにされた<sup>4</sup>。そして、これらの調査を受けて、内務省を中心とした刑事司法機関においても、刑事手続における被害者保護、特に刑事司法機関による被害者に対する情報提供の必要性が次第に認識されるようになった。

1990年には、刑事司法における犯罪被害者援護の基準と被害者の基本的権利を示した政府の宣言としての「被害者憲章 (Victim's Charter: A statement of rights of victims of crime)」が発表され、1996年には、各刑事司法機関から被害者が受けることのできる具体的なサービスを記した新「被害者憲章 (Victim's Charter: A statement of service standards for victims of crime)」が発表された。これらの被害者憲章は、法的拘束力はないものの、政府が国民に対して行った公約であり、各刑事司法機関では、これらに従って、情報提供を中心とする被害者に対する様々なサービスを開始している。

イギリスにおける被害者援護は、これら政府による経済的支援、ボランティア団体による個別的・実際的な援助、刑事司法機関による被害者保護が、それぞれの支援内容を充実させながら、かつ、それぞれの支援活動を有機的に連動させながら発展してきているのが大きな特徴となっている。

## 第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

### 1 被害者の権利

イギリスには、犯罪被害者の権利を示した犯罪被害者基本法といったものはないが、政府が犯罪被害者援護の基本方針を示した「被害者憲章」が定められている。1990年に最初の「被害者憲章」が公表され、刑事司法機関が被害者に対して敬意をもって接することの必要性、被害者に対する情報提供や被害者の要望の聴取を努力目標に掲げ、被害者の保護に関して取り組む姿勢などが示された。これを受けて、各刑事司法機関では、改善に向けての努力が開始された。この「被害者憲章」は、主として刑事司法機関が取り組むべき課題を示したものであったが、具体的な情報提供の在り方などについては、今後の課題として残されていた。そのため、この被害者憲章は改訂され、前項に記したように、1996年に新「被害者憲章」が公表されている。この新「被害者憲章」は、被害者を中心において、被害者が警察、検察

庁、裁判所、保護観察事業体等の刑事司法機関から受けることのできる援護の内容及び基準が示され、十分な援護が受けられなかった場合の不服申立ての方法についても示されている<sup>5</sup>。これによると、刑事司法機関は、犯罪によって発生した不利益がそれ以上悪化しないように被害者を支援すると同時に、被害者に対して誠実かつ礼儀正しく接することが求められており、これを実現するための具体的なサービスの内容が示されている。幾つか例示してみると、「被害者であるあなたが期待できること」として、以下のような内容が示されている。

- ・警察が通報に対して迅速に対応すること。
- ・事件を担当する警察官の指名・電話番号の通知を受けられること。
- ・犯罪被害者のための「しおり」を受け取ること。
- ・事件の進展について通知を受けられること。
- ・遺族や保護者に対しても援助が行われること。
- ・性犯罪被害や、児童が被害者の場合、特別な訓練を受けた警察官が対応すること。
- ・被害感情等について警察が把握し、配慮すること。
- ・警察、検察、裁判官が、何らかの判断をする場合に、上述の被害感情等を考慮すること。
- ・検察庁が、遺族に対して起訴決定に関する説明を行うこと。
- ・重大事件の場合に、保護観察事業体から釈放に関する事項の通知があること。
- ・刑務所庁に対して不安を訴えることができること。
- ・刑事法院において証人サービスを受けられること等。

### ボックス1

#### 被害者憲章の具体化を目指して～二つのプロジェクト試行報告

1996年の新「被害者憲章」の目的の一つは、犯罪被害者と刑事司法機関との間の意思疎通を向上させること、具体的には被害者に対する情報提供の改善と被害者の刑事司法への関与の活性化である。これらを実現するため、二種類の試行プロジェクトが一部地域で実施され、最近その結果を評価した報告書が発表された。

プロジェクトの一つは、被害者に対する情報提供窓口の一本化 (One Stop Shop, 以下 OSS という。) である。これは、起訴、公判、判決に至る刑事手続の一連の情報 (決定事項) について被害者がそれぞれの機関から情報提供を受けるのではなく、窓口を警察に一本化して被害者の負担の軽減を図るものである。もう一つは被害者陳述 (Victim Statement, 以下ここでは VS という。) である。これは、犯罪によって被った物理的、経済的、精神的な被害等について被害者に陳述する機会を与えるものであり、警察が被害者に面接して、その結果を書面で検察庁に報告する方法のほかに、被害者が直接所定の様式に記入し、検察庁に送付する方法が用いられている。この被害者陳述は、被害者に加害者や判決等に対する意見を陳述する機会を与えるものではなく、あくまでも被害の程度に関する陳述に限られている。

この評価研究報告は、試行された地域の犯罪被害者289人 (うち226人がいずれかのプロジェクトに参加し、52人が参加を拒否し、11人が参加への意向打診を受けていないとしている。) 及び刑事司法関係者86人を対象にアンケート調査を実施し、その結果を分析したものである。

表1は、OSS 試行前後の刑事司法機関に対する被害者の評価を見たものである。OSS については、利用した被害者の多くが OSS を好意的に評価したが、自分が知りたかった情報が得られなかった、時期が遅すぎたなど、否定的な意見もあった。通知の方法に関しては、利用者のほぼ半数が改

表1 OSS 開始時と終了時における刑事司法機関に対する被害者の評価

機 関	調査時点	非常に良い/良い(%)	普通(%)	悪い/非常に悪い(%)	分からない(%)
警 察	試行開始	54	23	17	3
	試行終了	36	20	36	—
検 察	試行開始	13	13	11	62
	試行終了	24	24	28	16
治安判事	試行開始	20	20	16	47
	試行終了	24	24	24	28
裁 判 官	試行開始	20	20	14	49
	試行終了	40	40	20	24

注 The Victim's Charter-An Evaluation of Pilot Projectsによる。

善を望み、通知された内容について話し合いができる方法が特に望まれていた。また、利用者のうち非現実的な期待を抱いた者は、利用後の満足度が低かった。

VSに関しては、これを利用した刑事司法機関側の反応はおおむね好意的であったが、一部の検察官や裁判官からは、「捜査で得られた情報以上のものは得られない」「内容が誇張されていたり、不適切である」等の否定的見解も寄せられた。また、表2は、VSを実施することの是非について、実際にVSを行った被害者に尋ねた結果を見たものである。VSを利用した被害者も、その半数以上は、利用後もVSの制度に対し肯定的であったが、肯定する者の割合は利用前に比べて減少し、また、VSの制度に否定的な意見を持った者の割合は、利用後(20%)が利用前(2%)の10倍に増えていた。

表2 VS 利用に対する被害者の意見

意 見	利用開始時(%)	利用終了時(%)
正しい選択である	77	57
間違った選択である	2	20
わからない/両方/その他	20	20

注 The Victim's Charter-An Evaluation of Pilot Projectsによる。

このような利用者の失望感は、VSの目的が不明瞭であるという問題を背景としている。VSの制度において被害者に求められているのは、被害についての情報提供であり、加害者の処分についての意見提出ではないとされる。しかし、VSを利用した被害者の多くは、当初、そうすることで加害者の処分を重くすることができるのではないかと期待を抱いていた。実際には、VSが刑事司法機関の決定に影響を与えることはまれであるが、その現実を知らない被害者は、加害者に出された処分が期待に反すると自分が無視されたように感じ、これが利用後の失望感として数字に表れたと見られる。また、刑事司法機関側、特に裁判官からも、VSは事実に関する情報と、加害者処分への要望との境界線を越える危険があるとの指摘が出ている。

報告書は結論として、二つの試行はおおむね被害者憲章の目的にかなうものであるが、利用した被害者の満足度は低く、その主な理由は利用者に非現実的な期待を抱かせてしまったことにあるとしている。改善策として、双方についてより慎重な実施、そしてVSでは目的の明確化が望まれるとする。つまり、胸のうちの吐き出せる場が欲しいという、被害者の感情・意見の表出機会の確保をVSの目的とするならば、加害者の処分に影響力を持つことは期待できない。反対に、VSの制度を加害者の処分決定の一材料として機能させようとするのであれば、これまでのように、被害者が望めばVSを提出できるのではなく、裁判所が必要と認めた場合に限り被害者からVSを提出させ

てはどうかという提案をしている。

出典：Hoyle, C., Morgan, R. & Sanders, A. *The Victim's Charter-An Evaluation of Pilot Projects*, Home Office RDS Research Findings 107, 1999.

検察庁 (Crown Prosecution Service) は、被害者憲章とは別に、1993年、「検察庁による被害者及び証人の取扱いに関する宣言 (Statement on the treatment of victims and witnesses by the Crown Prosecution Service)」を発表し、1994年には、検察官のための活動指針をまとめた検察官規則 (The Code For Crown Prosecutors 1994) において、検察官が重要な判断をするときは、公共の利益とともに被害者の利益を考慮しなくてはならないと定めている。また、同宣言では、被害者には、本当に必要がある場合のみ出廷を要請し、裁判所が賠償命令を出すために必要な情報を提供すること、さらに証人に対して迅速に必要な経費が支払われるように努力することが掲げられている。

## 2 被害者に対する情報提供

1996年の新「被害者憲章」では、刑事手続のそれぞれの段階において、各刑事司法機関が犯罪被害者に対して、どのような情報提供を行うかが具体的に示されている。警察は、事件捜査の進ちょく状況、訴追決定及び判決に関する事項、検察は、訴追事実の変更及び訴追の維持に関する事項並びに証人の証言に関する事項、保護観察事業体は、重大事件で受刑した加害者の釈放に関する事項について、被害者に情報提供を行う。裁判の進ちょく状況等、一連の刑事手続に関する情報を直接被害者に提供するのは、基本的には、検察庁ではなく警察の役割であり、事件や刑事手続関係等の情報提供の窓口を警察に一本化し、刑事手続が進むごとに、被害者が別々の機関から情報を得なければならない状態を改善する努力がなされている。新「被害者憲章」に示されたとおり、警察は、被害者に情報を提供する窓口を指定し、捜査状況、訴追決定、訴追しなかった場合には、その理由、公判日時等を説明することとされている。また、保護観察事業体は、無期刑の言渡しを受けた者又は重大な性犯罪若しくは暴力犯罪を引き起こした者の被害者及び遺族に対して、判決後2か月以内に連絡を取り、加害者の釈放等に関する通知を受けることを希望するかどうかを確認し、希望する場合には加害者の釈放等について情報提供を行い、必要に応じて、加害者の釈放に関する被害者等の懸念を仮釈放委員会に伝えることになっている<sup>6</sup>。さらに、被害者は、刑事法院 (Crown court) の許可があれば、判決等基本的な事項に関して裁判所の記録を閲覧することができる<sup>7</sup>。

また、裁判の傍聴については、成人の場合には、裁判は原則として公開であり、被害者に対する特別傍聴席のようなものは設定されていないが、公判を傍聴したい被害者はこれを傍聴することができる。少年の場合にも、刑事法院で審理が行われる場合は同様であり、少年裁判所で審理が行われる場合でも、内務省と司法行政を管轄している大法官省 (the Lord Chancellor's Department) の共同指示<sup>8</sup>が発出され、被害者に対する裁判の公開を積極的に進めるように促している。少年裁判所における裁判への出席にはいろいろな制限が設けられているが、被害者を排除する規定はなく、逆に、被害者は証人としてしばしば出廷することがある。この共同指示では、少年裁判所の公開について定めた1933年児童少年法の規定を積極解釈して、被害者の出席が少年及び少年の家族に対して著しい問題を生じない限り、裁判への出席を希望する被害者にはこれを認めるように、また、どうしてもこれを認めない方がよいと裁判所が判断する場合には、その理由を被害者に対して説明するように指示している。

### 3 被害者の刑事司法への関与

被疑者が検挙され、警察によって訴追がなされた場合、事件は検察庁に引き継がれ、訴追を維持するに足る十分な証拠があるか及び訴追を維持する公益性があるかの両者が判断される。この訴追の公益性を判断する際に、検察官は、公共の利益を優先しつつも、犯罪被害者の利害を考慮することが「検察庁による被害者及び証人の取扱いに関する宣言」により求められている。警察が訴追を断念するか、検察官が公訴を取り消した場合に、私人訴追が原則のイギリスでは、被害者が新たに訴追を提起することができるが、警察又は検察庁が保持している証拠を被害者に開示することについての判断は、各機関に任されており、私人訴追を行う者に開示する義務はない。私人訴追が提起された場合、刑事法院は、必要に応じて、証人召喚などに応じることになるが、その場合、検察庁が所持する証人の証言に関する資料などは、証人本人に帰属すると考えられているため、開示するためには原則として証人の同意を必要とする。また、警察が捜査し、検察庁に送致した資料は、警察に帰属するため、それらを開示するかどうかは検察庁が助言することはあっても、最終的には警察が開示するかどうかを判断することとなる<sup>9</sup>。

#### ボックス 2

##### Stephen Lawrence 事件に見る私人訴追事件の展開

イギリスでは、私人訴追が原則であり、警察官による訴追も理論的には警察官個人による訴追と解することもできる。ただし、警察が訴追を諦めた場合の私人訴追は、証拠収集等に限界があり、有罪を得る確率は非常に低い。最近の有名なケースに Stephen Lawrence 事件がある。

この事件は1993年にロンドン郊外で発生したもので、深夜、本事件の被害者である黒人の若者、Stephen Lawrence が友人と帰宅しようとしてバスを待っていたところ、白人5人のギャングに襲われ、死亡したものである。事件の原因はいわゆる人種偏見による hate crime といわれるものであるが、問題となったのは、事件処理を担当した警察の不十分な捜査であり、これは被害者が黒人、容疑者が白人であったために生じたもので、警察内部にある人種偏見が原因とされた。

その後、犯人検挙に至らないまま時が経過する中で、納得のいかない被害者の両親が、マスコミを通じてキャンペーンを行い、その支援を得て、1996年に私人訴追を提起した。しかし、5人中2人は予備審問段階で釈放され、残りの3人も証拠不十分で陪審が開かれないうまま、被告人は無罪となっている。それでも諦めない両親の訴えを受けて、ケント警察が、ロンドン警視庁の捜査状況の監査を実施したが、問題なしとの報告をしている。

しかし、政権が労働党に移った1997年、内務大臣が再度の調査を指示し、Macpherson 卿を中心とした調査チームが担当して事件の目撃者探しの段階からやり直し、その結果を公開した。それによると初動捜査に当たった警察が、目撃者が複数いたにもかかわらず、適切な捜査をしなかったこと、犯行現場保存等の基本的な配慮にも欠けていたことなど、警察が適切な捜査を行っていなかったことが明らかとなった。この事実上の再捜査によって、容疑者も特定されたが、既にそのうち3人が私人訴追により無罪宣告を受けていることが問題となった。現在、新たな証拠と一事不再理の原則との間で激しい議論が展開されている。余談であるが、この事件では、調査報告書の公開によって目撃者の指名等も公開され波紋を呼んでいる。

出典：インターネットで公開された Home Office の資料、*The Stephen Lawrence Inquiry* (<http://www.homeoffice.gov.uk/ppd/oppu/slavr.htm>) 等を参考にし、書き下ろした。



また、加害者の保釈に対して被害者が不安をもっている場合には、その事実が検察官から裁判所に伝えられ、保釈審理の際に考慮される。保釈が決定された場合には、保釈の事実とともに保釈中の遵守事項が警察から被害者に通知される。裁判が開始されると、被害者は検察側の証人として法廷で証言を求められることがある。しかし、被害者が、その被った被害の影響について陳述したり、量刑に対して意見を述べる権利が認められているわけではない。アメリカやオセアニアに見られるような、被害者が、その被った被害の影響に関する陳述をすることが認められている制度（victim impact statement 以下「被害影響陳述」という。）はない。ただし、裁判官は、有罪認定後、量刑を検討するために、保護観察官に対して判決前調査報告書の作成を求めるが、報告書には、検察庁からの資料等を基に被害の影響についても記載されることになっている<sup>10</sup>。また、前出ボックス1のように、1996年新「被害者憲章」によって、実験的に、警察の捜査段階で被害者から見た被害の影響について記した書類を作成し、一件書類とともに検察庁に送付する試みが行われてはいる。しかし、これを「被害影響陳述」として法的に制度化し、その陳述を証拠として取り扱うことに関しては、被害者が被告人側からの反対尋問にさらされたり、その陳述が量刑に反映された場合には、応報感情から厳罰化が懸念され、逆に反映されなかった場合にも、被害者が落胆する懸念があるなど、問題点が多いとして Victim Support 等を中心として反対意見が根強い<sup>11</sup>。

また、前述のように加害者が重大性犯罪又は暴力犯罪により4年以上の拘禁刑の言渡しを受け、刑務所に収監された場合には、被害者は、保護観察官を通して、加害者の仮釈放審査の際に遵守事項に対して意見を述べる機会が与えられる<sup>12</sup>。ただし、この場合も、被害者は、加害者の釈放の可否について意見を述べることができるわけではない。また、被害者は、仮釈放委員会の作成する書類の中で、被害者の見解がどのように書かれているかについて情報を開示することが求められるが、逆に受刑者も原則として定められた遵守事項の根拠を知る権利を有しているため、これが問題となるケースも少なくない。

### ボックス3

#### 保護観察事業体による犯罪被害者支援調査の実情に関する調査研究

本文で示したように、新「被害者憲章」によって、全国の保護観察事業体は、重大な暴力事件の被害者及び遺族に対して、判決後2か月以内にコンタクトを取り、この先加害者の刑の執行等に関する情報提供を希望するかどうかを確認し、希望する場合には随時情報提供を行うと同時に、加害者が釈放される場合には、釈放条件等に関する被害者等の意見を聴取し、それを報告書として仮釈放委員会に提出することが定められた。支援活動の実施要領は内務省から発出された保護観察回状（Probation Circular）に示されているが、具体的な支援の実現・運営方法については、地域ごとに独立した機関である保護観察事業体に任せられたため、取組状況は各地で大きな格差があるのが実情である。従来、保護観察官の間では、ソーシャルワーク的な視点から、加害者の社会復帰を保護観察事業体の主な業務ととらえる見方が一般的だったため、被害者支援という新たな役割によって、加害者の社会復帰思想が後退するのではないかという危機感を抱く保護観察官も少なくない。

ここで紹介する調査研究は、被害者支援の分野に最も積極的に取り組んでいる、いずれもイングランド北部に位置するウェスト・ヨークシャー（West Yorkshire）及びノーサンブリア（Northumbria）の二か所の保護観察事業体について、保護観察官や被害者対策専従職員を含む保護観察関係者（67人）及び実際に支援を受けた被害者（80人）に対してインタビューを行い、その結果をまとめたものである。したがって、この報告書は、全国の保護観察事業体の取組を評価したものではなく、一部の優れた取組を調査することで、今後の保護観察事業体における被害者支援の在り方を探ろう

としたものとなっている。

保護観察事業体が被害者支援を行う場合、

- ・加害者の釈放準備を担当する保護観察官が同時に被害者も担当すること。
- ・被害者支援のみを行う保護観察官のチームを新設すること。
- ・被害者支援のみを担当する職員を採用すること。
- ・被害者支援を Victim Support 等外部に委託すること

等の方法が考えられる。ウェスト・ヨークシャーは、被害者憲章が発表される以前から3番目の方法で、被害者対策（被害者・加害者の和解）を実施していたことから、犯罪者の保護観察を担当しない、言い換えればソーシャルワークの資格を有していない代わりに被害者支援に経験の深い者から構成される、新たな被害者支援部門を新設する方法を採用している。ノーサンブリアは、2番目と4番目の方法を組み合わせる方法を採用しており、保護観察事業体内に被害者支援を担当する保護観察官から構成される部門を新設すると同時に、被害者との最初のコンタクトをとり情報提供の希望を確認するインテーク業務を地域の Victim Support に委託している。

報告書は、保護観察事業体による被害者支援、つまり被害者に対する情報提供や被害者を加害者の釈放手続に関与させることは、全体的には被害者にとってメリットとなると肯定的に評価している。これは、評価の対象となったのが、この分野で定評のある保護観察事業体であったという意味で当然のことではある。また、被害者に提供される情報の質や量に関しては、十分ではないという被害者側の不満があるほか、被害者支援の方法や手続の在り方についても、幾つかの問題点が浮かび上がっている。例えば、被害者が加害者の仮釈放条件に意見を述べた場合、加害者には、仮釈放条件が設定された理由を知る権利があるため、加害者側に開示されてしまうことが挙げられている。被害者の中には、被害者としての気持ちを加害者に伝えたいと考える者もいる一方、被害者が加害者の釈放を妨害したと受け止められる危険性に不安を抱く者も少なくない。したがって、被害者には、仮釈放条件に対して意見を述べさせる前に、加害者が保護観察事業体の提出した記録を閲覧する可能性があることを注意する必要があることが報告書で指摘されている。また、被害者によっては、意見を提出することで、自らの意見が仮釈放の決定の重要な資料になると過剰な期待を抱く傾向があり、仮釈放の決定権は、公共の利益に関する判断であり、国に決定権があることも明確に指摘する必要があるとされている。

また、一般に、被害者に意見表出の機会を与えることは、被害者の精神衛生にとって良い効果があるとされているが、報告書は、カウンセリング等で、既にある程度精神的被害から回復している被害者の場合、保護観察事業体からのコンタクトや仮釈放に対して意見を述べることで、過ぎた事件や当時の感情を呼び起こしマイナスの効果をもたらすことがあると指摘している。さらに、意見表出の方法も、現状では、保護観察官の名前で書かれた書類に被害者の意向が含まれ、被害者の言葉がそのまま仮釈放委員会等に伝えられるわけではないことも問題点として指摘されている。

出典：Crawford, A & Enterkin, J. *Victim Contact and the Probation Service: A Study of Service Delivery and Impact*, Centre for Criminal Justice Studies, University of Leeds, 1999.

#### 4 刑事司法における被害者に対する保護

新「被害者憲章」では、警察は、犯罪被害者が身の安全に対して抱いている不安を聴取し、適宜の対応をとるべきことが定められている。また、証人等裁判にかかわる者を脅した場合には、1994年刑事

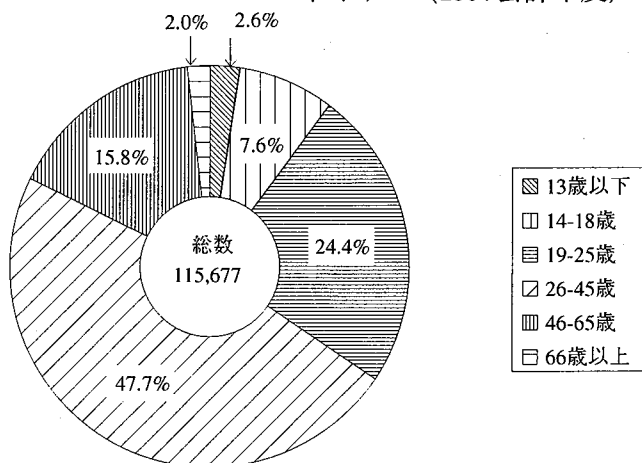
司法及び公共秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994) 51条により特別な罰則規定が設けられている<sup>13</sup>。さらに、イギリスでは、被収容者が外部に電話をかけることが許されているが、刑務所に収容された加害者から脅迫の電話があった場合や、加害者である受刑者の一時釈放に関して不安がある場合には、刑務所庁 (Prison Service) に専用電話 (help line) が設けられており、同庁を介してその受刑者を収容している刑務所長に対し、脅迫の事実や不安の内容を伝えることができる<sup>14</sup>。

強姦事件等の性犯罪被害者又は児童が重大な犯罪の被害者である場合には、被害者の希望によって特別な訓練を受けた警察官が対応する。ロンドン警視庁等では、被害者の事情聴取等において特別な配慮がなされ、被疑者とは異なる場所が使用される。強姦事件の場合、ロンドン警視庁では、捜査官のほかにシャペロン (chaperone) と呼ばれる専任の係官が指名され、被害者のケアに当たり、被害者の相談相手となって、刑事手続に関する情報提供や病院への付添い等を行い、捜査と被害者の間の架け橋となることが期待されている。指名されるシャペロンの性別は、通常、被害者の希望によるが、同性を希望する者が多い。また、児童虐待の被害者の場合にも、ロンドン警視庁には児童保護チーム (child protection team) と呼ばれる専任チームが設けられているが、このチームは、単なる児童虐待の捜査・摘発を担当しているわけではなく、児童の福祉を最優先に、加害者の逮捕も含め最善の解決策を探ることを任務としている<sup>15</sup>。

被害者が証人として法廷で証言する場合には、できる限り被害者の負担感を軽減させるために、事件関係者とは異なる待合室を確保すること、被害者に付き添う近親者の座席を法廷内に確保すること、待機中に検察庁関係者は証人に対して自己紹介し、証言について説明すること、被害者が2時間以上待機させられることのないように努力が払われることなどの措置がとられる。証人の待機時間が2時間を超える場合には、裁判所職員又は検察庁関係者が、その理由等を説明しなくてはならない。さらに、検察側の証人に対しては、検察庁から必要経費が迅速 (最大でも10日以内が目標) に支払われる<sup>16</sup>。また、被害者が被告に対して恐怖心を抱いている場合には、1988年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1988) に定められているように、証人として出廷しなくとも、書面を作成して提出すれば、法廷での証言に代えることが可能である<sup>17</sup>。出廷した場合は、判例上、裁判官の判断によって、スクリーンの背後から証言することや<sup>18</sup>、被害者の住所・氏名が読み上げられないようにする措置が採られる。特に暴行等の事件における14歳未満の証人や性犯罪事件における17歳未満の証人の場合には、裁判所の判断により、テレビ・リンク (television link) による証言<sup>19</sup>や、あらかじめ証人の尋問 (interview) をビデオテープに録画することで証言に代えることができる<sup>20</sup>。また、性犯罪被害者については、法廷で住所氏名が読み上げられることはなく、これを報道することは1992年性犯罪法 (Sexual Offences (Amendment) Act 1992) で禁じられている<sup>21</sup>。

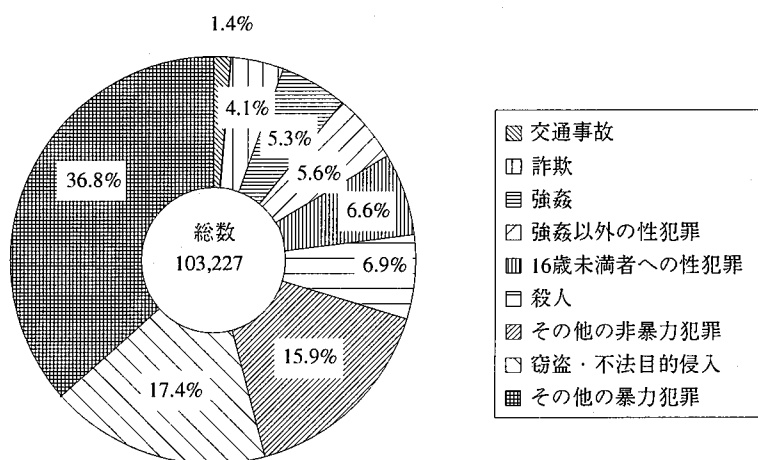
刑事法院には、Victim Support が運営する証人サービス (Witness Service) があり、被害者等が証人として出廷する際に、裁判手続に関する情報を提供したり、法廷の下見を手配したり、証言に対して不安をもつ被害者に対する付添いサービスを行う。この制度は、当初、「裁判所における被害者・証人プロジェクト」<sup>22</sup>として7か所の刑事法院において2年間試行された結果を踏まえて、1993年から内務省の資金によって、順次導入され、1996年までにすべての刑事法院 (86か所) に導入された。各刑事法院には、証人サービスの事務所が置かれ、1人又は複数の常勤コーディネーターが駐在し、関係機関との調整、ボランティアの手配等を行っている。実際のサービスは、訓練を受けたボランティアによって行われ、裁判所庁舎の下見、裁判手続や証言方法、証言待機中の付添い、その他の不安に対するカウンセリング等を実施する<sup>23</sup>。図1及び図2は、証人サービス利用者の年齢層等を見たものである。

図1 証人サービス利用者の年齢層別構成比  
イギリス (1997会計年度)



注 Victim Support Annual Report 1998による。

図2 証人サービス利用者の罪名別構成比  
イギリス (1997会計年度)



注 Victim Support Annual Report 1998による。

## 5 刑事司法における被害救済・被害回復

イギリスでは、刑事裁判において、裁判官が刑罰の一つとして弁償命令 (restitution order) 及び賠償命令 (compensation order) を言い渡すことができる。弁償命令は、盗罪に対して、物理的被害の現状回復を行わせるもので、被害物品の返還又はそれに相当する対価の支払を命ずるものである。これに対して、賠償命令<sup>24</sup>は、犯罪の軽重にかかわらず、犯罪被害者が存在する限り、財産犯、生命身体犯を含むすべての犯行について発せられる可能性のある命令である。裁判所は、被害者が存在する犯行のすべてについて、賠償命令を言い渡すかどうか検討し、言い渡さない場合は、その理由を示す義務がある。賠償命令は、単独の処分ともなり得るが、他の処分と併せて命じられる場合もある。罰金と併せて命じられた場合は、被害者救済のため、賠償命令を優先させなければならない。また、賠償命令を執行するために財産没収命令等<sup>25</sup>を言い渡すことはできないが、財産没収命令と賠償命令が両方言い渡される場合には、没収した財産を被害者への支払に当てるよう命じることができる規定がある<sup>26</sup>。少年裁判所又は治安判事裁判所で命じられる賠償命令の最高額は、犯行ごとに5,000ポンドが限度となっているが、刑事法

院では最高限度の定めはない。ただし、裁判所は、支払者の資力を考慮して金額を定めることになっている。この際、加害者が家財道具を売り払って賠償金を支払うことは当然のこととされているが、自宅を売却させるのはいきすぎであるとされている。また、支払能力を申告するのは有罪認定を受けた加害者側の責任で、検察官の責任ではなく、その執行は治安判事裁判所の役割である。さらに、賠償命令は、あくまでも被害者救済を目的としたもので、加害者が賠償金を支払う資力がある場合に、民事訴訟に係る労力を緩和するために設けられた処分であり、賠償によって刑が軽減されるようなことがあってはならないとされている<sup>27</sup>。また、10歳以上15歳以下の少年が加害者の場合、裁判所は、両親（又は後見人）に対し、賠償命令の履行を命じなければならない。少年が16・17歳の場合、裁判所は、裁量により両親に対して履行を命じることができる。賠償金額の相場は、内務省回状等で一応の基準が示されている<sup>28</sup>。

表3は、罪種・金額別の賠償命令の科刑状況を見たものである。暴力犯罪を除いて各罪種とも100ポンド以下の言渡しが過半数を超えており、金額が増えるごとに言渡し件数が減少している。

表3 罪種別賠償命令の金額

イギリス(1997年)

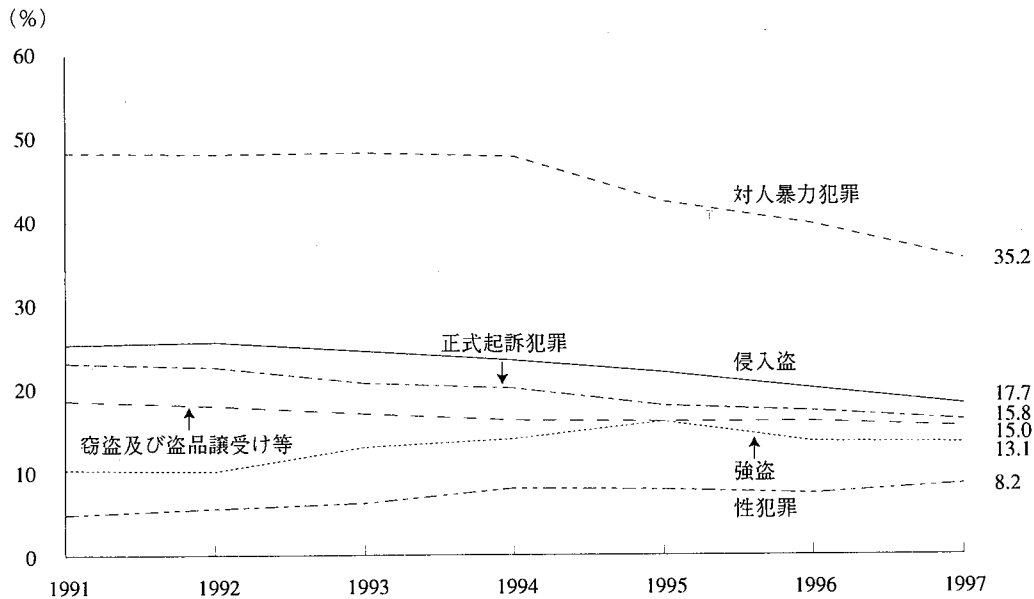
罪種	総数	賠償金額					
		£100以下	£200以下	£300以下	£500以下	£1,000以下	£1,000を超える
正式起訴犯罪	48,890 (100.0)	26,038 (53.3)	9,053 (18.5)	4,939 (10.1)	4,306 (8.8)	2,710 (5.5)	1,844 (3.8)
暴力犯罪	12,167 (100.0)	5,220 (42.9)	2,666 (21.9)	1,666 (13.7)	1,484 (12.2)	846 (7.0)	285 (2.3)
性犯罪	367 (100.0)	210 (57.2)	63 (17.2)	48 (13.1)	31 (8.4)	9 (2.5)	6 (1.6)
不法行為目的侵入	5,604 (100.0)	2,896 (51.7)	1,301 (23.2)	607 (10.8)	452 (8.1)	264 (4.7)	84 (1.5)
強盗	732 (100.0)	595 (81.3)	75 (10.2)	36 (4.9)	15 (2.0)	6 (0.8)	5 (0.7)
窃盗及び盗品譲受け等	17,746 (100.0)	10,890 (61.4)	2,690 (15.2)	1,353 (7.6)	1,231 (6.9)	822 (4.6)	760 (4.3)

- 注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary tablesによる。  
 2 「暴力犯罪」とは、殺人、傷害等をいう。  
 3 「性犯罪」とは、強姦、強制わいせつ等をいう。  
 4 「不法行為目的侵入」とは、burglaryをいう。  
 5 ( )内は、構成比である。

また、図3は、有罪判決を受けたもののうち、賠償命令を受けたものの比率を罪種別に見たものであるが、暴力犯罪が35.2%と最も高く、そのほかは20%以下となっている。

こうした経済的な賠償だけではなく、近年は、被害者と加害者による和解を刑事司法の中に取り入れる動きが進んでおり、一般的に修復的司法 (restorative justice) と呼ばれている。この一つの試みとして、1998年犯罪及び騒乱法 (Crime and Disorder Act 1998) によって、少年に対する処分に、修復命令 (reparation order) が新設された。この処分は、先の賠償命令と異なり、非行少年に金銭以外の方法による被害者に対する償いを行わせるもので、被害者に対する謝罪を含む被害修復の行為が遵守事項として命ぜられる。これは、被害者の意向を非行少年処遇に取り入れるると同時に、非行を犯した少年を、その被害者、あるいは被害と直面させることによって罪の意識を喚起し、自己責任を認めさせることを目的としている。具体的な遵守事項の内容としては、被害者に対して謝罪の手紙を書くこと、被害者宅に直接出向いて謝罪すること、被害者宅の清掃を行うことなどが想定されている。被害者が特定できな

図3 賠償命令を受けた比率の罪名別推移  
イギリス (1991年～1997年)



注 Criminal statistics England and Wales, Supplemently tablesによる。

い犯罪の場合、又は被害者が直接加害少年と接することを好まない場合には、地域の清掃作業などを行うことになる。

いずれの場合も、これらの作業にかかる時間は合計で24時間以内で、3か月以内に完了することが条件となっている。処分決定に当たっては、非行少年処遇班<sup>29</sup>、保護観察官、又はソーシャルワーカーが判決前調査により、望ましい修復行為の内容を勧告し、処分決定後の監督も行うことになっている。現在は試行段階であり、試行を担当するロンドン地区の非行少年処遇班の責任者によると、この命令は被害者から加害者への一方的な謝罪のみを意図しているわけではなく、被害者と加害者の和解を目指したもので、被害者は加害者と直接対峙することが重要であるという。それまではモンスターのよう存在であった加害者が、1人の少年として姿を現すことによって、加害者に対する恐怖心や憎悪が緩和され、心理的な側面も含んだ真の和解が可能となるとのことであった。この修復命令に対しては、当初拒否反応を示す被害者が多いが、判決前調査時に加害者の謝罪ビデオ等を見せることで了解を得られることも少なくないとのことであった。

また、この修復命令を発展させたものとして、1999年少年司法及び刑事証拠法 (Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999) により、非行少年パネル (youth offender panel) と呼ばれる処遇家グループへの付託という新しい処分 (Referral Order) が新設されることになっている。これは、処分歴のない少年を対象とした裁判所による正式な処分であり、従来の警告と社会内処遇命令との中間に位置するものと考えられる。処分の内容は、非行少年処遇班<sup>30</sup>が、処遇班員1人を含む3人以上のメンバー (地域から非行少年処遇班によって選ばれる。) によって構成されるパネルを設置し、そのパネルが少年の非行に関係する者を集めて話し合いを持ち、処遇内容を決定する。パネルには、裁判所で言渡しを受けた少年及びその家族だけではなく、少年の更生に影響をもつ者や被害者等が招かれ、少年を今後どのように処遇すべきかが話し合われる。そして、合意ができたところで、パネルと少年との間に処遇計画の契約が結ばれ、3か月から12か月の間で、契約に基づいた処遇が行われる。また、その契約の中

には必ず何らかの形で犯罪被害を回復するような内容が含まれることになっている。この処遇は、ニュージーランドで1989年から行われているファミリー・グループ・カンファレンス (family group conference) と同様の内容を含んでおり、現在、オセアニア、北米で盛んになりつつある、加害者、被害者及び地域関係者の三者を刑事司法の場に取り入れ、その関係を修復しながら犯罪者処遇を行おうとする試みであり、今後の発展が非常に興味深い。このパネルは、準備のできた地域から順に実施されることになっている。

成人が加害者の場合、被害者と加害者の和解による示談を行わせる試みは、一部地域において警察又は裁判所ごとに試行がなされているが、法的制度としては存在していない。また、保護観察官が作成する判決前調査報告書の中には、加害者側の被害に対する意識が記載されることになっている。また、被害者は、加害者が刑事裁判で有罪認定を受けたか否かにかかわらず、損害賠償請求のための民事訴訟を起こすことができる。

### 第3 被害者補償制度等

イギリスにおける犯罪被害者補償は、1964年に制度が発足して以来、補償対象を拡大する方向で制度改革が続けられており、現行制度は、1995年犯罪被害補償法(Criminal Injury Compensation Act 1995)に基づくものである。ただし、現行制度は、1996年4月1日以降に申請のあったものについて有効であり、それ以前に申請のあったものについては旧制度の適用を受ける。この制度は、もともと暴力犯罪の被害者に対して、本来であれば加害者に対する民事訴訟で得られるであろう補償を、国が恩恵として肩代わりする制度として設立された。その後、1995年犯罪被害補償法<sup>31</sup>の成立によって、被害程度の認定によってほぼ自動的に補償額が決定するタリフ制度(傷害等級表)が導入されたことで、被害者・加害者の過失責任等を問題としない、より被害者の救済を主な目的としたものへと、その性格を変えつつある。補償申請は、1964年8月1日以降に犯罪の被害を被った者及び犯罪被害の結果死亡した者の遺族等であるが、原則として申請は犯罪発生後2年以内となっている。また、この制度で犯罪被害として定義されているものは、暴力犯罪、自動車転覆等、犯人の逮捕又は犯罪の防止、若しくは犯罪者の逮捕・犯罪防止に従事している警察官への協力によって起因した傷害等である。障害は、身体的障害だけでなく、心的外傷(mental injury)及び精神疾患(mental disease)を含むが、心的外傷は、犯罪被害者本人が心的外傷によって自傷のおそれがある場合、又は犯罪によって障害を受けた者と愛情関係にある者で、その関係が継続しており、かつ犯罪被害を目撃した場合等に限られる。このように、犯罪を目撃したことによる心的外傷も条件によっては補償の対象となる。このほか補償の対象となるのは、被害者本人の場合は、失業又は休業中の補償及び医療費であり、被害者遺族の場合は、見舞い金、扶養家族に対する収入補償及び葬儀費用等である。補償の申請に当たっては、加害者が当該犯罪によって有罪判決を受けることは申請要件ではない。この新補償制度では、補償によって加害者が利益を受けることがないようにするため、加害者と被害者が生計を共にしている場合は補償を受けることができない。ただし、ドメスティック・バイオレンスの場合、申請時点で加害者と被害者が同居しておらず、再び同居する可能性のない場合には補償が受けられる場合がある。また、申請者が、犯罪発生に当たり、刑事司法機関に協力を怠った場合、他の補償制度が適用された場合、賠償命令や民事訴訟で賠償を受けた場合などには、補償されないか、又は補償額が減額される。

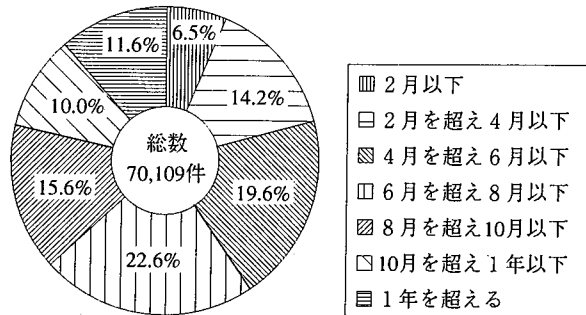
傷害の補償に対して、従来の制度では、個別事例ごとに傷害の程度が審査されていたのに対して、現在の制度では、傷害のレベルを25段階に分け、傷害部位及び程度によって自動的に傷害レベルと補償金額を定めることで、審査の透明性と効率性を図ったことが特徴となっている<sup>32</sup>。補償金額は、傷害のレベルによって1,000ポンドから25万ポンドまでに分類され、すべての補償の合計が50万ポンドを超えない範囲で支払われる。

補償は、被害者又はその代理人が犯罪被害補償局(Criminal Injuries Compensation Authority)に申請することによって、審査官による審査が行われ、通常12か月以内に審理が終了し、申請者に補償の可否及び補償金額が通知される。この決定に対して不服がある場合には、更に上位の審査官による審査が行われ、それでもなお不服がある場合には、犯罪被害補償不服審査会(Criminal Injuries Compensation Appeals Panel)の審査を求めることができる。図4は、申請受理から第一次の結果が出るまでの期間を示したものであるが、88.4%が12か月以内に処理され、第一次決定に至っている。

また、図5は、最も重大な傷害部位について補償給付額を見たものであるが、2,000ポンド未満の比率が最も高く過半数を超えている。

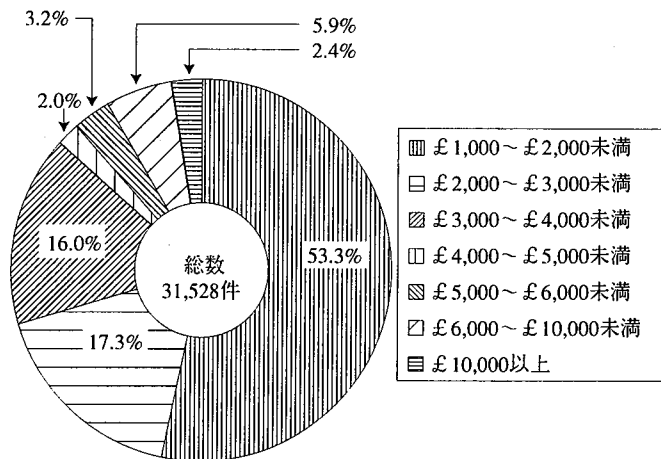


図4 申請受理から第一次決定までの期間別構成比  
イギリス (1997会計年度)



注 Criminal Injuries Compensation Authority  
Annual Report 1997/98による。

図5 補償給付金額別構成比  
イギリス (1997会計年度)



注 1 Criminal Injuries Compensation Authority  
Annual Report 1997/98による。  
2 傷害の程度が最も重い部位についてのみ計上した。

#### 第4 被害者援助団体が行う被害者支援プログラム

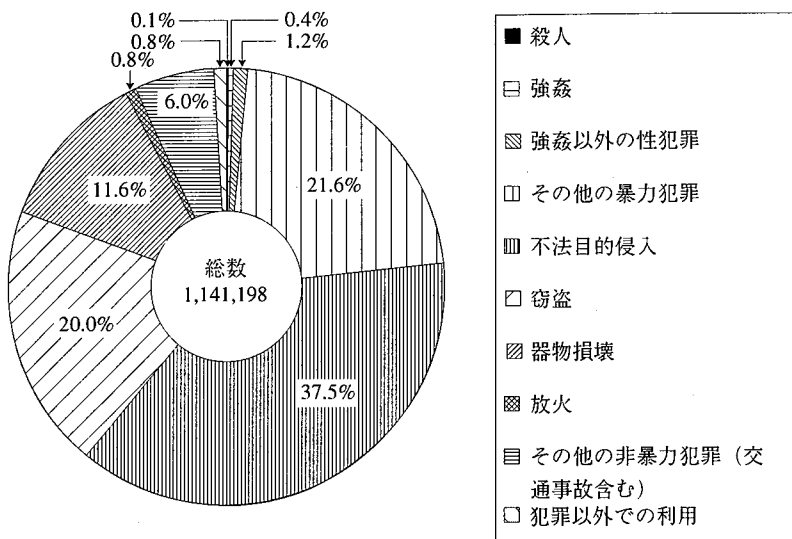
1974年にブリストル市において犯罪被害者に対する援護活動を開始し、その後、全国にその組織を広げ、常にイギリスにおける犯罪被害者援護において主導的な役割を果たし続けているのがVictim Supportである<sup>33</sup>。この団体は民間のボランティアを中心として組織され、刑事司法機関と協力し、犯罪被害者に対して直接的・実地的な支援を行っている。Victim Supportの大きな特徴の一つが、政府との良好な関係にあり、被害者に寄り添って実地的な援助を行うという、刑事司法機関が直接サービスを提供しにくい分野を上手に補っているといわれている。これは、Victim Supportが政治的な中立を維持しているために可能となっており、アメリカの被害者支援組織がフェミニズム運動等の影響から政治色を強め、被害者の権利を全面に出して、加害者の厳罰等を求めるなど政治的な運動を展開したのとは対照的であるとされている。ただし、これはVictim Supportが政府の方針通りに活動するだけの組織であることを意味しているわけではなく、犯罪被害者のニーズや支援の在り方、被害者の満足度等に関する積極的な調査研究を実施し、その成果を基に政府に対して様々な提言や改善要求を行っている。つまり、Victim Supportは、政治的に政府と対立することを避け、一人一人の被害者のための実質的な支援内容の向上を第一の目標においた活動を選択したともいわれている。

主な活動は、警察から通知のあった被害者に対して、その相談相手となり、精神的な支援を行うほか、防犯上の助言をしたり、被害者の状況やニーズに応じて、精神科医等適当な支援機関を紹介したり<sup>34</sup>、刑事手続等に関する情報提供を行っている。基本的に、これらの支援は、被害者からの要請を待って受け身的に行われるものではなく、自動的付託制度によって、被害を引き起こした犯罪が、不法目的侵入、暴行、強盗、窃盗等の場合には、被害者の意思を確認することなく、警察官からVictim Supportに対して自動的に被害者の情報が通知され、これを受けてVictim Supportから被害者に対して、手紙等で支援の申出を行うことになっている。ただし、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、交通致死、殺人の場合には、被害者の意思を確認した上で、Victim Supportへの通知が行われる。また、刑事法院において、証人サービスを運営しているのもVictim Supportである。

Victim Supportは、ロンドンに本部を置き、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドに386(1998年現在)の地方組織・支部をもち、約1万5,000人のボランティア及び約900人の常勤職員から成り、その運営資金は、ほとんどが内務省からの補助金で賄われている<sup>35</sup>。実務上、被害者にサービスを提供する地方組織は、通常、コーディネーター及びボランティアから構成され、警察から事件の通知があり、被害者が支援を希望する場合には、コーディネーターがボランティアを指名する。新任のボランティアに対しては、研修が義務付けられている<sup>36</sup>。

1997年会計年度において、年間100万人以上の被害者、12万人の証人(被害者を含む。)に対して援助が行われている。図6はVictim Supportを利用した被害者(証人は除く。)について、被害を受けた事件の罪種の構成比を見たものである。

図6 Victim Support 利用者の罪種別構成比  
イギリス (1998会計年度)



注 Victim Support ホームページの統計資料  
(<http://www.victimsupport.com/stats.htm>) による。

ボックス4

Victim Support の活躍～少年による傷害致死事件の事例

事件は、ある8月の休日に発生した。当時74歳になるエドナが、夫ジョージと娘ジャンと一緒に散歩をしていたとき、突然ビルの屋上からコンクリートの固まりが落ちてきて、それがエドナの頭を直撃、即死だった。犯人は、10歳になったばかりの少年で、友人と屋上で遊んでいるうちに、おもしろ半分にコンクリートを落としたものだった。それは、突然に起きた悲劇であり、家族は言葉も見つからず、ただ途方に暮れるだけだった。少年は、有罪となり、3年間の監督命令が言い渡された。

警察は、遺族の同意を得てすぐに Victim Support に連絡し、事件から数時間後にボランティアのマーガレットが、遺族に電話を入れ、翌日訪問することになった。マーガレットは最初の印象を次のように語っている。「二人の息子を含め、彼らは、まるで静止画像のように、ショックで身動きもできずにいました。ジョージは、一見落ち着いて見えたのですが、目が悲しみの大きさを語り、二人の息子は押し黙り、娘のジャンは悲しみに打ちひしがれていました。」「私は、彼らを元気づけ、ある程度ラポートがとれたと思った段階で、遺体の解剖やその他の手続について助言し、翌日再訪問することを約束しました。」その後、マーガレットは、彼らとの連絡を密に取り、電話をして要請がある度に家を訪ね、家族の相談相手となり、マスコミを避ける家族の代わりに毎回公判を傍聴して、その様子を家族に報告し、判決時にもマスコミよりも早く家族に結果を報告した。しかし、マスコミの論調まではコントロールしようもなく、マスコミは「殺人少年が晴れて自由の身に」と報道した。マーガレットは、家族に監督命令の意味を説明し、少年が無罪となったわけでも、自由の身となったわけでもないことを説明した。それに続く3年間、マーガレットは、ジョージの犯罪被害者補償制度への申請や転居の手助けをした。3年目の命日に、マーガレットは、遺族にカードと

花束を贈り、必要なときにはいつでも Victim Support がそばにいることを伝えるつもりである。

ジョージは当時を振り返って、次のように語っている。「マーガレットには言葉に言い尽くせないぐらい感謝している。私たちが、妻の死にショックを受け何もできないでいるときに、事件の翌日から来てくれたマーガレットは、状況を説明してくれ、年金の受給、葬式の準備など一つ一つ問題解決を手助けしてくれました。そして、その後も公判の間、いろいろなことを教えて、私たちを助けてくれたのです。」

出典：Victim Support Annual Report 1998掲載の事例を抜粋・要約した。

## 第5 犯罪被害実態調査

### 1 調査の方法と質問

イギリスは、1982年から定期的に犯罪被害実態調査を実施している。1992年以降、この調査は隔年に実施され、1997年の犯罪被害を対象とした1998年調査は1万4,947人から回答を得、回答率は79%であった。回答者は、全国を網羅する郵便番号網を用いて対象世帯を無作為抽出し、次に該当世帯の成人構成員から一人を無作為に選択する方法で確定される。調査年度によっては、これとは別に少数民族だけから構成される小規模な集団（Ethnic minority boost）に対しても同じ調査を行い、犯罪被害体験における人種による差を分析するために利用する場合がある<sup>37</sup>。

調査員は、回答者の自宅を訪ねて本人と面接し、年間の犯罪被害実態（犯罪被害の種類、程度等）に関して対面で調査する。1994年からは、持参したノートパソコンに調査員が回答内容を入力するCAPI（Computer Assisted Personal Interview）という方法が用いられており、調査票はそのパソコンに内蔵されたコンピュータープログラムである。ただし、性犯罪被害体験や不法薬物の使用等、回答者が特に秘密にしておきたいような内容を扱う調査票は別で、CASI（Computer Assisted Self-Completion Interview）という方法が用いられる<sup>38</sup>。CASIでは、調査者は回答者にノートパソコンを手渡し、回答者はパソコンの画面に出てくる質問に対して自分で回答を打ち込む。この方法も1994年のBCSから導入された<sup>39</sup>。

1998年実施の調査での主な質問には、社会的状況・身上・生活様式、居住地域で起こる犯罪に対する感情と姿勢、犯罪に関連する特定の項目（例えば、警察との接触頻度と警察への態度、自分と世帯のための警備手段、量刑と刑事司法制度に対する姿勢、少年犯罪者に対する姿勢等）がある。また、過去1年間に犯罪被害を体験した者をふるい分ける質問があり、そこで該当した者だけが、被害を受けた事件に関する詳細、警察への通報の有無、通報した場合の警察からの反応と警察への満足感、被害者として脅かされた体験、Victim Support利用の有無等に関する質問を受けるようになっている<sup>40</sup>。

### 2 警察の数値と犯罪被害実態調査の数値

調査の第一の目的は、警察の認知件数とは異なる角度から犯罪発生率を測ることである。調査の数字は、警察に通報しなかった犯罪も含むため、犯罪の全体量をより正確に反映する。また、基本的な調査方法や罪種別分類を実施ごとに変えず、警察への通報率や警察における犯罪記録の方法に変化が起きても影響を受けないため、時系列で犯罪の動向を示すのに優れている。しかし、無作為抽出した集団から全体を推計するため、サンプリングエラーなど統計上の限界があり、また回答者が被害にあった事件を忘れていたり、身内で起こったことだから犯罪ではないと判断して言い出さなかったりするおそれもある。

一方、警察の数字は通報された全犯罪を網羅し、管轄地域ごとにまとまっているので、地域ごとの犯罪パターンの分析が可能である。また警察の業務量を示すという意味もある。調査の数字と警察の数字を相互補完的に用いることにより、より正確な全体像に近づくことが可能となる。

なお、調査対象となる犯罪のうち、警察が認知した犯罪と比較可能なカテゴリーに入るものは、1998年実施の調査で全体の62%である。その理由は、犯罪被害実態調査が警察と異なる独自の犯罪分類法を採用していることと、警察による認知件数は、内務省に報告が義務付けられている報告犯罪(notifiable offence)に罪種を限定しているが、犯罪被害実態調査は、それ以外の犯罪も含むことによる。

対人暴力犯罪の扱いを例に挙げると、1998年実施の犯罪被害実態調査では、対人暴力犯罪の被害を受けた旨の回答が3,381件あった。調査では、この集団を All BCS violence (すべてのBCS暴力犯罪) と呼び、警察と異なる4つのカテゴリーに分け、Mugging (強盗・強盗未遂・ひったくり盗) が390件、Domestic violence (家族・世帯員・親族から受けた暴行・傷害) が835件、Stranger violence (全く見知らぬ相手から受けた暴行・傷害) が681件、Acquaintance violence (顔見知りや知り合いから受けた暴行・傷害) が1,462件とし、カテゴリー別の分析に役立てている。しかしこれと併せて、同じ All BCS violence を、被害者の回答の内容から判断してなるべく警察の罪種分類に近い形で分類する作業も行っており、この方法では暴行 (common assaults) が2,276件、強盗が307件、傷害が714件、ひったくり盗 (人が身につけている財物を奪い取る行為で、被害者がその場で行為に気付いているもの) が83件という内訳になる。かくして犯罪被害実態調査には暴力犯罪の一つとして含まれる暴行 (common assaults) は、報告犯罪ではないため警察の認知件数には含まれないことになる。図7は、1998年実施の調査で回答のあった全犯罪を罪種別に見たものである。

警察による認知件数のうち、BCSの分類と比較可能なカテゴリーに入るものは、1998年の調査で全体の53%である。これは、警察の数字には含まれるが、犯罪被害実態調査の方に含まれないものがあるためである。例えば、犯罪被害実態調査は、16歳未満の者と施設生活者を調査対象から外しているため、これらの人々が被った犯罪は結果に含まれない。また、薬物乱用のような被害者なき犯罪や、被害者が死亡している殺人では調査対象を得られないし、被害者が騙されたと気付かないでいる詐欺も計測できない。営利事業体や公的機関に対する犯罪<sup>41</sup>も除外されている。

そこで、警察によって認知された犯罪と犯罪被害実態調査の結果のうち、様々な調整を加えても比較が不能な部分を除いたものを「比較可能サブセット (comparable subset)」とし、両者を比較する場面で用いている。表4は、これを用いて罪種別に、犯罪の発生件数と認知件数を比較し、両者の間にある

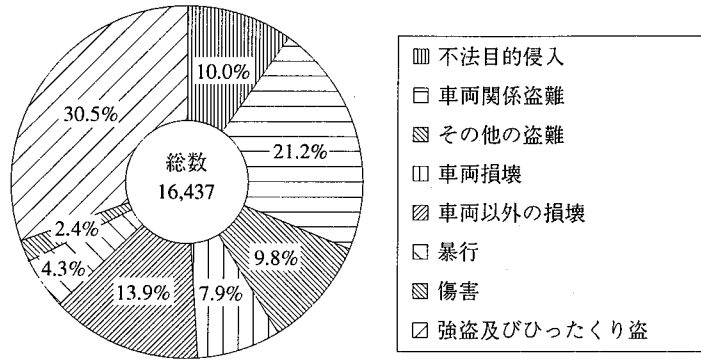
表4 犯罪被害実態調査結果と

罪種	1997年 被害実態 調査総数 (A)	(A)のうち 認知犯罪と なった件数 (B)	(A)が警 察に通報 された率 (%)
比較可能な犯罪総数	10,199	2,450	44
器物損壊	2,917	443	26
比較可能な財産犯総数	6,261	1,751	50
侵入盗	1,639	519	64
未遂・実害なし	976	140	50
損害あり	664	379	85
車両関係窃盗総数	3,483	1,022	47
車両からの窃盗	2,164	552	43
車両盗	375	316	97
窃盗未遂	943	154	37
自転車盗	549	151	64
対人窃盗	590	60	35
比較可能な対人暴力犯総数	1,022	256	49
傷害	714	205	45
強盗	307	52	57

注 1 The British Crime Survey England and Wales による。

2 表の左半分は、発生した犯罪事件の数が、警察に通報されるかにより、どの程度目減りするかを示す。右半分は、今回調査結果

図7 犯罪被害実態調査結果の罪種別構成比  
イギリス (1997年)



注 The 1998 British Crime Survey England and Wales による。

警察への通報，そして認知犯罪として扱うかどうかの認定の段階でどのように件数が目減りしていくかを示し，併せて今回調査（対象は1997年）を過去のデータと比較したものである。

犯罪全体を見ると，発生した犯罪のうち警察に通報されるのは半数以下であり，通報されても認知犯罪として扱われるのは半数強である。警察による認知犯罪の件数は，発生件数の4分の1に満たない。一方で，通報率においても，通報された事件を認知犯罪とする率においても，罪種によって大きな格差がある。例えば，車を盗まれた場合はほとんどの人が警察に届けるが，物を壊された場合は，4人に1人しか届けていない。同様に，車両盗によって通報された事件の87%が認知犯罪として扱われるのに対

認知件数の比較

イギリス(1981年, 1995年, 1997年)

通報された事件が(B) となった率 (%)	B/A (%)	1995年調査結果からの 変化(%)		1981年調査結果からの 変化(%)	
		被害実態調査	認知件数	被害実態調査	認知件数
54	24	-15	-12	56	67
58	15	-15	-4	7	121
56	28	-15	-17	99	51
49	32	-7	-19	119	48
29	14	-0	-17	160	90
67	57	-15	-20	77	37
62	29	-19	-15	99	57
59	25	-14	-16	68	63
87	84	-25	-21	31	10
44	16	-27	3	425	447
43	27	-17	-18	154	49
29	10	-12	-4	36	71
51	25	-13	11	53	150
63	29	-17	18	41	143
30	17	-2	-11	89	183

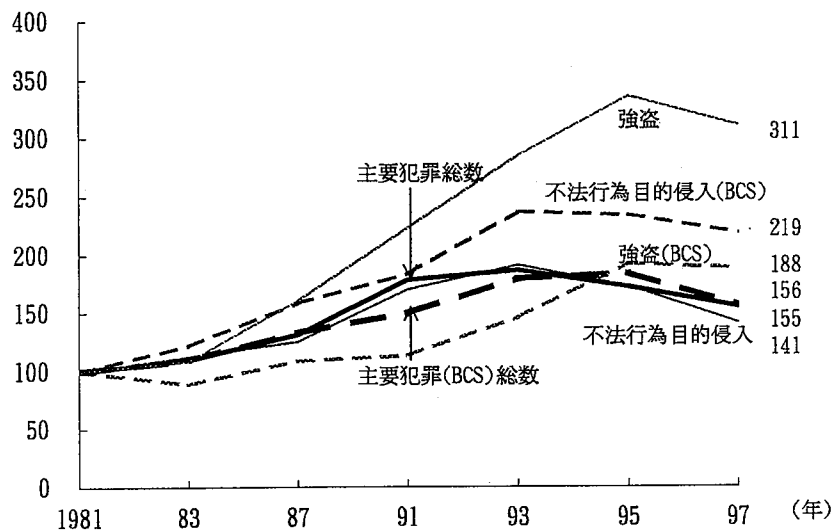
どうか，通報されても認知件数(recorded crime)として扱われるかどうかを，前回及び初回の調査結果と比較したものである。

し、侵入盗未遂や、すりなどの対人窃盗等で通報された事件では、認知犯罪として扱われるのは29%にすぎず、ここでも罪種による格差が大きいことが分かる。

また、過去のデータと比較すると、今回の調査結果では、初回調査（対象は1981年）と比べてすべての犯罪が増加しているが、前回調査（対象は1995年）と比べると、発生件数においても認知件数においても、ほとんどの犯罪が減少傾向にある。しかし、前回調査との比較を罪種別に行うと、傷害が例外的な動きを示しているのが分かる。発生が減少しているにもかかわらず、認知犯罪としては増加しており、警察が傷害の通報を受けた場合に認知犯罪と認めるかどうかの基準が変化したことをうかがわせる。これは、「傷害」と「暴行」を区別する新しい基準が導入されたものの、その運用が不安定であったことと、警察でドメスティック・バイオレンスに対する態度が積極化した（第6章参照）ことを反映していると解されている。

図8は、主要犯罪総数、不法目的侵入及び強盗について、警察による認知件数と犯罪被害実態調査の結果の変化率を、1981年を100とする指数の推移で比較したものである。認知件数と犯罪被害実態調査の結果は、総数及び罪種別共にほぼ同じような傾向を示しているが、強盗については、認知件数の傾き（変化率）が犯罪被害実態調査の結果の傾きよりもかなり大きくなっているのが特徴となっている。

図8 犯罪被害実態調査結果及び認知件数の変化率の推移  
イギリス（1981年～1997年）



- 注 1 Criminal statistics England and Wales 及び The 1998 British Crime Survey England and Wales (BCS) による。  
 2 「BCS」は、犯罪被害実態調査結果に基づくものである。  
 3 1981年を100とした指数である。

### 3 犯罪被害実態調査と特別調査

犯罪被害実態調査の二つ目の目的は、犯罪の性質、リスク、影響等についても情報を得ることである。ある種の犯罪はいつどんな状況で発生し、どんな特徴を持つ集団がその被害にさらされやすいか、被害者は犯罪によってどんな心理的、身体的及び経済的影響を被るか、また、市民は犯罪に対する不安をどの程度感じていて、警察や刑事司法機関の活動についてどう思っているか等の疑問に答えようとしている。



犯罪被害実態調査の核となる、回答者の犯罪被害体験を問う質問は、時系列比較ができるように毎回同じであるが、それと併せて、これら犯罪の性質、リスク、影響等に関する題材から不定期に異なったテーマが選ばれ、内容を深めるための特別調査が行われている。これまでに、犯罪への不安、処罰についての態度、少数民族の犯罪被害体験、薬物乱用、警察への態度等が取り上げられ、結果が報告書としてまとめられた。その知見はその後の犯罪対策及び犯罪被害者施策に反映されている。

ボックス5は、1996年実施の犯罪被害者実態調査のデータを活用した、ドメスティック・バイオレンスに関する特別調査報告の概要である。

**ボックス5**

**犯罪被害実態調査結果に見るドメスティック・バイオレンス**

**(1) 新しい調査方法**

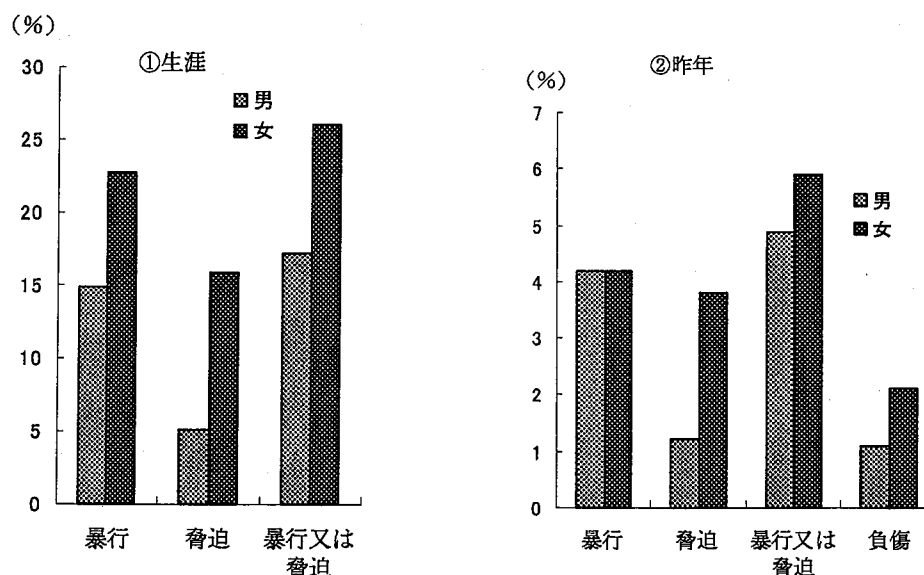
犯罪被害実態調査は、以前からドメスティック・バイオレンス（以下DVという。）を扱ってきたが、調査が調査員と回答者の対面で行われるため、結果は実態よりかなり少なく出ているものと推定されていた。そこで、1996年の犯罪被害実態調査は新しい方法CASIを採用し、16歳から59歳までの男女を対象に、DV被害体験を質問調査した。なお、調査は「ドメスティック・バイオレンス」というあいまいさの残る表現を避け、「現在又は過去のパートナーから受けた、恐怖を感じさせる脅迫及び物理的暴行の体験」に絞って質問している。

**(2) ドメスティック・バイオレンスの件数と被害者の特性**

図9は、現在又は過去のパートナーから、「物理的暴行」、「恐怖を感じるような脅迫」、「暴行又は脅迫のうちいずれか」を受けたとする回答者の割合を男女別・期間別に見たものである。「生涯」はこれまでの生涯を通じての経験、「昨年」は調査前年（1995年）の経験を示している。「昨年」の方は、「その結果負傷した」とする回答者の割合も併せて示している。

調査前年の1年間では、男女とも4.2%が物理的暴行を受けたとしている<sup>42</sup>。しかし、その結果負傷した者の割合は女性（2.1%）が男性（1.1%）の約2倍となっている。

**図9 1996年犯罪被害実態調査でDV被害を受けた者の率**



注 Domestic Violence: Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire による。

被害者の特性を分析すると、男女を通じて最も高い危険にさらされているのは、年齢が25歳未満で経済的に困窮している者である。婚姻関係では、女性で別居中の者が特に被害に遭いやすく、このグループで昨年1年間で少なくとも一度物理的暴行を受けた者の率は22%に上る。このほか、男女を通じ、幼い子供を抱える者、身体障害者、大量飲酒者、薬物乱用者等についても、そうでない集団と比べると、高率で被害を受けていることが分かった。

### (3) 暴力の内容とその影響

被害者がこれまでの生涯で体験した最も新しい暴行事件に限定して、暴力の内容を見ると、押す・突き飛ばす・身体の一部を手でつかむ行為が最も一般的で、事件全体の3分の2で行われた。また、足蹴り・平手打ち・手けんで殴る行為が約半数の事件で、被害者に物を投げる行為が約5分の1の事件で行われた。首を絞める、凶器を使用するといった手段が用いられた事件は、全体の1割以下であった。女性被害者では、慢性的被害者（3度以上被害を受けた者）の12%が、当該事件の際、性交を強要されている。

この暴行事件の結果、被害者の41%は負傷している。負傷の内容で一般的なのは青あざと擦過傷で、それぞれ暴行事件全体の35%、18%で起こっている。少数ではあるが、切り傷や骨折も見られた。なお、被害者が負傷した率を男女別に見ると、女性は47%、男性は31%であり、女性の慢性的被害者に限ると58%に上る。負傷後、医療措置を受けた者の割合が最も高かった（約5分の1）のも、女性の慢性的被害者であった。被害の精神的側面についても、「動転した」「非常に恐かった」と感じた被害者の割合は、男性より女性、一度か二度被害を受けた被害者よりも慢性的被害者で高くなっていた。

### (4) 被害者への支援

被害者が自分の被害体験を他の人に知らせなければ、DVへの介入は難しい。最も新しい暴行事件の被害体験を誰かに知らせたと回答したのは、被害者の47%であった。知らせた相手として挙げられたのは、ほとんどが友人・隣人・家族及び親戚であり、警察や医療関係者を大きく上回った。昨年1年間に起こった暴行事件のうち、警察に通報されたのは11%にすぎない。Victim Supportに助けを求めた者は少数であるが、Victim Supportが援助する人々の中でDV被害者が占める割合は、1998年に専用電話（ヘルプライン）が開設されて以来、増加している。

DV被害者を援助対象とする機関にとって重要なのは、被害者の多くは自分が被害者だと認識していないことである。この調査でも、現在又は過去のパートナーから物理的暴行を受けた者に、「自分がドメスティックバイオレンスの被害者だと思うか」と質問したところ、思うと回答した者はわずか3分の1であった。被害者が、自分も悪かったから暴力をふるわれたと信じている場合は、被害体験を他人に知らせることはまずない。また、被害を受けた事件について、それが犯罪だと思うと答えたのは被害者の17%にすぎない。DVは犯罪であり、許されないという意識を広報活動で高めることが必要である。

### (5) 総括と提言

これまで、DVの被害者と言えば女性であると思われてきたが、この調査によって、昨年に関しては男女が同じ率でDV被害に遭っていることが判明した。ただし、被害の質に関しては女性の方がはるかに深刻であった。また、調査結果だけでDVの原因を同定することはできないが、特定の社会的経済的条件が被害のリスクと関連していることが明らかになった。したがって、これらの条件に該当する人々を既に扱っている医療機関が、少なくとも初期段階では最も効果的な支援を実施すべきであるという提言がなされ、これは1998年、英国医療協会（British Medical Association）に

よって認められた。

出典：Mirrlees-Black, C. *Domestic Violence : Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire*, Home Office Research Study 191, 1999 及び Mirrlees-Black, C. & Byron, C. *Domestic Violence : Findings from the BCS Self-completion Questionnaire*, Home Office RDSD, Research Findings 86, 1999.

## 第6 総合的な犯罪抑制策の中の被害者対策～DV被害者を中心に

ここまで、イギリスにおける犯罪被害者施策について刑事手続を中心に見てきたが、本章では、総合的な犯罪抑制政策の中に被害者対策を位置づけている例として、ドメスティック・バイオレンスを中心とする対女性暴力への政府の対応を紹介する。対女性暴力への対策は、イギリスの被害者施策の中で最近最もめざましい動きが見られる領域でもあり、この分野での取組が遅れているといわれている我が国にとっても参考になる点が多いと思われる。

### 1 「恐怖のない暮らし (Living without fear)」

イギリスで1999年に発出された政府文書「恐怖のない暮らし (Living without fear)」は、「女性に対する暴力に取り組むための総合的アプローチ (An integrated approach to tackling violence against women)」という副題のとおり、女性に対する暴力を犯罪と認め、これを廃絶するための中央政府の見解と方針をまとめて提示し、地方政府から地域ごとに様々な民間団体に至る各種関連機関に対して、今後の方向付けを行ったものである。この文書は女性担当大臣と並んで、内務大臣の名で発出されているが、これは女性に対する暴力の問題を広い意味でのコミュニティ安全対策の一環と位置づけた上で、関連各機関の連携を重視しながら総合的に対応していくという、イギリス政府に特徴的な姿勢を反映している。

さらに、この文書では、政策立案全体に関する最近のイギリス政府の姿勢、すなわち政策立案に際し、まず研究調査を行い、その結果を反映した勧告をまとめ、それに基づいて立法・法改正・運用改善を実施するという一連の流れ<sup>43</sup>がこの問題にも適用されていることが見て取れる。政策自体の目的に、「女性に対する暴力及び、犯罪被害実態調査で結果が出ているような暴力への恐怖を削減すること」という表現が見られ、また、問題の現状把握に犯罪被害実態調査や試行プロジェクト等の研究成果が活用され、先行した政府勧告書の内容を方針に反映した部分では、そのことが明示されている。

以下、この文書の内容を軸として、対女性暴力の実態、政府の対応方針、実践されている総合的な対策を紹介する。

### 2 問題の現状把握と政府の方針

#### (1) 問題の現状把握

従来、ドメスティック・バイオレンス（以下DVという。）と性犯罪に代表される、女性に対する暴力は、ほとんど犯罪として扱われてこなかった。しかし近年、各種の調査研究で得られたデータによると、その実態は犯罪そのものであり、深刻な結果を引き起こしてきたことが確認された。犯罪被害実態調査からは、

- ・女性の4人に1人は、人生のいずれかの段階でDVを経験すること。
- ・昨年1年間でDVを経験した女性の割合は、8人に1人から10人に1人の間と推計されること。
- ・毎日、何千もの子供たちが、家庭で起こっている暴力と残酷な行為を目撃していること。家庭でDVを経験して育ってきた子供の3分の1以上は、そこで起こっていることの意味を理解しており、暴力が繰り返される場合は、この率が半数まで上がること。
- ・DVは全暴力犯罪の4分の1を占めること。
- ・夜、自分が住んでいる地域を1人で歩くのは不安だと、女性の半数が感じていること

等の状況が浮かび上がった。

しかし、この問題への対処状況については、やはり研究調査の結果<sup>44</sup>として

- ・被害にあった女性は、必要とするサービスを受けられるまでに、10か所もの別々な機関に足を運ばなければならない場合があること。
- ・この10年間で強姦の通報率は165%増加したが、有罪言渡率は24%から9%に低下していること。

等の数字が挙げられ、従来の対応は決して十全ではないことが示されている。

## (2) 政府の方針

イギリス政府は、このような事態を改善するため、被害者の保護、加害者への適正な刑事司法の適用、問題の発生予防という三本柱を想定し、分野ごとに各地で成功している実践例を掲げ、それに付け加える形で、今後の活動予定や方針を紹介している<sup>45</sup>。ここには、民間を含む諸機関の現状の活動で成功しているものを活用しつつ、残る手つかずな分野を政府主導で整備していくという役割分担を、政府自身が進めようとする姿勢が見られるが、背景にはこの分野に独特の経緯がある。つまり、最初に女性に対する暴力を問題視し、被害者のための活動を起こし、定着させたのは民間機関<sup>46</sup>であり、その活動が公的機関を先行してきたということである。

被害者女性の保護にかかる経費については、全国的な数字は不明であるが、ロンドン及び周辺地域だけで年間およそ2億7,800万ポンド(加害者の刑事司法にかかる経費、被害者女性が殺害された場合の遺児養育費は含まない。)が費やされているという推計がある。財源は、宝くじ協会慈善委員会(National Lottery Charities Board)を筆頭とする各種慈善団体からの寄付金のほか、地方レベルでは警察・地方政府等からの補助金等が民間団体に交付されることによって支えられているが、不透明な部分も残っている。政府は、刑事司法手続における被害者保護を充実させつつあるVictim Supportへの補助金を増額したり、公的機関の活動充実のため内閣で特別な基金を設けたりして対応している。

さらに、政府は、1998年7月、犯罪の抑制と予防を目指す新規プロジェクトを育てるため「犯罪抑制プログラム(Crime Reduction Programme; CRP)」という企画を発表した。これは公的機関及び民間団体からプロジェクト実施計画を公募し、その中から政府が選んだものに予算を付け、実施後の結果を分析して、後の政策立案に役立てようとするものである。その一部として、「女性に対する暴力を抑制するためのイニシアティブ(Reducing Violence Against Women Initiative)」という名で630万ポンドの予算が計上されることが決まっており、DV抑制及び顔見知りの間で起こる性犯罪の抑制という2種類のプロジェクトに限定して、2000年4月まで公募が行われている<sup>47</sup>。

このほかにも、「鎖を破れ(Break the Chain)」という被害者向けリーフレット(巻末に翻訳を紹介した。)の全国配布、実務家専門家向け研修の充実と全国会議開催、警察や関係機関向けの新たなガイドラインの作成、調査研究の立ち上げ、性犯罪に関する法律改正等、政府の対応は多方面にわたっている。

## 3 被害者の保護

### (1) 各種機関による被害者へのサービス

DVや性犯罪の被害に遭った女性が、必要とする援助を迅速かつ適切に得られるようにするという目的のため、政府が強調しているのは、地域の各機関が協力し合ってまとまったサービスを実現できる態勢作りである。警察、病院、地域ソーシャルサービス、Victim Support、保護観察事業体、女性用避難施設を運営する団体、強姦救援センター、弁護士、教育委員会等、異なる機関による協力関係は既に全国約200か所で実現しているが、その中でも成功している実例が紹介されている(ボックス6参照)。このように、被害者が1か所に立ち寄れば、そこだけで必要なすべてのサービスが受けられる方式はOne Stop Shop(ボックス1参照)と呼ばれ、各地で発展しつつある。

## ボックス 6

### マンチェスター、聖メアリーセンターの包括的アプローチ

1986年、グレーターマンチェスター警察とマンチェスター中央地区保健事業（NHS）トラストは、性犯罪の被害に遭った成人女性への包括的なサービスを行う共同事業を開始した。以来、NHSは女性専門病院である聖メアリー病院の中にセンターのためのスペースを提供し、警察は人件費と医療検査の費用を負担している。

センターでは、被害者女性のために24時間体制の電話サービスを設置し、来院した被害者は医療面での検査とアフターケア、ソーシャルワーカーとカウンセラーによる情報提供とカウンセリングを1か所で受けることができる。司法手続に入る場合も、被害者が希望すれば、その期間を通じて援助を受けることができる。

センターのもう一つの機能は、専門家と地域社会に対する教育であり、例えば警察官や医療従事者に対するトレーニング、治安判事への情報提供等を行っている。また、学校に出かけて若い人に話をしたり、地域主催の教育プログラムに参加したりする。

センターの開設以来、この地域で性犯罪被害者が警察に通報する率は格段に高くなった。

出典：Cabinet Office, *Living without fear~An integrated approach to tackling violence against women*, 1999.

このほかにも、様々な機関による成功した実践例が紹介されている。医療機関では、救急病棟で、外傷のある患者を診察する場合「その傷は、ドメスティック・バイオレンスのせいでしたのですか？」と患者に必ず質問する習慣を導入した病院の例が挙げられている。DV被害女性の方から医者や看護婦に話を切り出すことは困難でも、逆に専門家から質問されれば、事情を話し出すことが可能になる場合が多いためである<sup>48</sup>。

公的機関の例では、生活保護給付事務所（Benefit Delivery Office）が、潜在的なDV被害女性に接する機会が多いことを踏まえ、本務の対応をする中で被害者を見つけ出し、必要な情報提供をしていく姿勢を文書で明らかにしたことが紹介されている。生活保護給付事務所は、児童手当を受給する親とも接するので、今後は児童保護の分野でも同様の役割を果たすことが期待されている。

被害者への専用電話サービス（help line）や避難施設の提供といった分野では、民間機関の活動が中心である。代表的なものは、多くの機関の連合体でDV被害女性への援助に30年近い歴史を持つ「ウイメンズ・エイド」（Women's Aid）、1971年に世界初の女性専用避難所を開設した「避難所」（Refuge）などである<sup>49</sup>。前者が運営する専用電話サービスは1974年に開設され、1998年中の実績は2万件を上回った。後者は24時間体制の専用電話サービスで、やはり年に約2万件を扱い、また、被害を受けた女性と子供のため、全国250か所の避難施設を確保している<sup>50</sup>。

過去のDVの影響を長期にわたって受けてきた女性への支援については、財源の面で地域保健局及びソーシャルサービスから援助を受けている民間機関である、SERICC（South Essex Rape and Incest Crisis Centre：南エセックス強姦・近親姦救援センター<sup>51</sup>）の活動が紹介されている。SERICCは電話及び対面での個別カウンセリング、避難中の女性によるグループワーク、女性の健康や司法手続に関する相談と情報提供、予約なしで利用できる相談の場（ドロップ・インと呼ばれる。）の確保、女性がこれらのサービスを受けられるようにするための託児サービス等、専門職員による広範な活動を行っているが、その対象は現在DV被害に遭っている女性、及び過去にDV被害を受け現在も苦しんでいる女性であ

る。

ハイテク機器を利用して、女性の身の安全を確保するための試みも各地で登場し、紹介されている。イングランド東部のノーウィッチ市は、住宅局が警察の協力を得て運営している地域ぐるみの警報システムを利用して、DV被害女性への援助を行っている。システムの仕組みは、身の危険を感じた場合、装身具等に設置されている特別なボタンを押すと、第1級クラスの緊急呼出として警察に伝えられ、出動を要請すると同時に、音声記録装置が作動し、本人の身に起こっていることがすべて録音されるというものである。DV被害女性のうち、更なる被害に遭う危険が高率で予測された者に装置を渡し、このシステムに参加させることができる。証人保護やストーキング被害者保護のために同様のシステムを利用している地域もある。

## (2) DVと児童保護

DV被害女性が妊娠中であれば、胎児も同時に影響を受ける。また、児童保護を受けている子供の家庭を見ると、その約3分の1でDVが起こっていることが最近の研究で明らかになるなど<sup>52</sup>、DVと児童虐待は、かなり重複する部分があると推定されている<sup>53</sup>。詳細にわたる実態把握は今後の課題であるが、その対策がバラバラで、うまく連動していないことが問題視されている。DV被害女性の側からは、児童保護の専門家は通常、DVには関心が薄いか、あるいは関心があっても暴力を振るう加害者と対決するための技術に欠け、DV被害者でもある母親に対して、子供を守りきれないとして責めるばかりで助けないという指摘があり<sup>54</sup>、保健省 (the Department of Health) も、DV対策と児童保護の連携の必要性を認めた。子供の安全を確保するためには、子供に直接ケースワークを行うだけでは不十分であり、母親が子供を守れるように母親への支えが必要であるとする考え方が基盤となっている。

DVを目撃する子供への影響については、たとえ子供自身は暴力を受けなくても、目撃するだけで抑うつ、不安、多動、摂食障害、攻撃性過多、集中困難等の症状や、喘息や気管支炎といったストレス関連の疾病をもたらすと考えられている。これに対し、ウイメンズ・エイドは、被害女性と一緒に避難施設に入所している子供たちに、特別なプログラムを用意し、子供たちが暴力について抱えている自分の感情と向き合い、情緒的・心理的な問題を乗り越えていけるように援助している。

DV被害女性が加害男性と別れた後も、子供との接見を実現するため加害男性と定期的に会わなければならないケースがある。加害男性が子供と会うため被害女性宅に出入りする際に再びDV事件を起こす危険を避けるため、政府は自宅の代わりに「子ども面会センター (Child Contact Centre)」を利用するよう勧めている。イギリス全土<sup>55</sup>で約250か所を数える子ども面会センターは、子供にとって安全で中立的な面会場所を確保するため民間ボランティアによって運営され、サポート面会 (話し合いを促すためのボランティアと一緒に、数家族が合同で面会する。)、スーパーバイズ面会 (1家族に1人のスタッフがつき、会話の内容は監視を受ける。)<sup>56</sup>、子供の送迎サービスを提供している。施設によっては親への個別カウンセリングや、親業トレーニング (parenting skills training) などの教育的機能を併せ持つ所もある。DVのみならず、児童虐待や薬物・アルコール依存等の問題を抱える家族、あるいは片方の親が子供を誘拐するおそれのある場合、里親や養子縁組の準備面接等、幅広く利用されている。政府は複数の省庁からメンバーを集めた特別グループを設置し、財政援助を見直すとともに、DV(を目撃することを含めた) 体験が子供に及ぼす影響についても協議検討中である。

## (3) その他の被害者援護策

被害者に対する情報提供と相談助言、被害者の権利擁護活動の分野では、ロンドンのイズリントン警察署で3年間の試行プロジェクトとして行われた Domestic Violence Matters (DVM) の活動が紹介されている。これは警察署に、民間人のベテラン危機介入ワーカーからなるチームを常駐 (休日、夜間を

含む。)させ、DV事件で加害者を逮捕した時点から継続的に、被害者の援護にかかわらせたもので、カナダのオンタリオ州で実施された先行プロジェクトをモデルとしていた<sup>57</sup>。

チームは、DVは犯罪であるという立場から、被害者に対して情緒的・実地的な支援、法律上の助言、他機関への適切な紹介等を行い、被害者の反応は良好であった。また、各種関連機関にも働きかけた結果、被害者は以前よりまとまりのあるサービスを受けられるようになった。警察が法執行機関として事件を扱う姿勢が以前より積極的になり、被害者から同じことで警察に何度も繰り返し電話がかかるといった事態も減少した。しかしその一方、民間人のチームがどの程度警察活動にかかわっていくかについて、警察内部でも意見が分かれ、チームと現場の警官との協力体制は必ずしも万全とは言えなかったようである<sup>58</sup>。

特定機関が供給するサービスとは異なるが、「1年ルール (One Year Rule)」と呼ばれる海外移民に対する入国規制を、内務省がDV被害者に限定して緩和し得るように改正したことも、被害者保護施策の一つとして紹介されている。1年ルールとは、イギリス国民(在留者)との結婚を理由として入国してきた移民が入国後1年未満で離婚した場合、他の理由があっても在留継続を一切認めず母国に送り返すというものである。改正後は、DVのために結婚が破綻したことを証明できれば、離婚後も在留継続を申請できるようになった。

犯罪被害補償制度の概略は、第3章で紹介されているので省略するが、対女性暴力の分野では、性犯罪被害に加えて、子供時代に受けた過去の虐待の被害によっても補償が受けられる可能性があること、また、政府はタリフ制度の見直しの一部として、

- ・強姦及び児童虐待ケースへの補償件数を増やすこと。
- ・性犯罪の結果としての性感染症への補償を独立項目として設けること。
- ・強姦の結果としての妊娠への補償額を増額すること

を国会に勧告中であること<sup>59</sup>が特筆される。

#### 4 加害者に対する刑事司法

他の犯罪と比べ、女性に対する暴力で特徴的なのは、暗数が非常に多いことである。しかし近年、その典型である強姦では、1983年から毎年警察への通報が増加し、有罪率は下がっている<sup>60</sup>ものの、通報実数はこの15年間で3倍以上となった。加害者への適正な刑事司法の適用を目標に、刑事司法機関による地道な対応がイギリス各地で行われている。

##### (1) 警察による取組

DV事件については、全国の警察がそれぞれ対処方針を公開し、43ある警察のうち36までが Domestic Violence Officers(以下 DVO という。)と呼ばれる特別係官を配置しているが、DVの定義から DVO の役割に至るまで、庁ごとに大きなばらつきがあることが判明している<sup>61</sup>。それでも全体の流れとしては、再犯防止のため積極的に逮捕を行う<sup>62</sup>方向に運用基準を変えたり、日本では「ストーキング防止法」として知られる1997年嫌がらせ行為からの保護法 (the Protection from Harassment Act 1997) を DV 事件にも適用<sup>63</sup>する等、警察の DV への対応は積極化の方向にある<sup>64</sup>。ここでは、再犯防止のため独自の方法で試行を行った2庁が紹介されている。

ウエスト・ヨークシャー警察は、DV事件に「段階的介入モデル」を試行として採用している。これは、警察に通補されたDV事件のうち、男性が加害者で女性が被害者のケース(全体の約9割)について、「それ以上の処置をしないという決定 (no further action)」を取らず、代わりに事件の深刻さに応じた3段階の方法で介入をするものである。警察に初めて係属したケース(レベル1と呼ぶ)では、警



察から加害者と被害者の両方に手紙<sup>65</sup>を出す。被害者あての方には、地元警察の連絡先が含まれている。警察への通報が2度目になると(レベル2)、再度両者に手紙が出され、加えて警官が被害者女性を訪ねる。被害者が希望すれば、隣人同士の相互監視制度に加入できる。警察への通報が3度以上になると(レベル3)、再度の手紙のほか、DVOが被害者女性を訪問し、警察のパトカーが定期的に巡回するポリス・ウォッチが開始される。この段階では、緊急電話システムが取り付けられたり、住宅局、ソーシャルサービス、検察庁、保護観察事業体といった警察以外の機関から連絡が入るようにするなどの介入も行われる。

ロンドンのフルハム警察は、アメリカ合衆国ミネソタ州ドゥルースで確立された家庭内虐待介入プロジェクトの方法をモデルとし、地域の警察、検察、保護観察事業体、そして避難施設を運営する女性団体とが有機的に連携してDV事件に対処するという試行的プロジェクト<sup>66</sup>に加わっている。ここでの警察の役割は、DVの疑いがある全事件を捜査し、逮捕を積極的に行い、被害者女性には継続的に情報提供を行って、なるべく地元の民間機関「ハーマスミス・ウイメンズ・エイド<sup>67</sup>」に係属するよう勧めることである。被害者が係属すると、この機関の権利擁護係が本人に代わって告訴手続を取ってくれるので、被害女性の負担が減ることになる。このプロジェクトは、関連機関にまたがるケース情報管理の一本化も行っている。つまり、あるケースで関連機関のうちのどこかが新しい活動を始めると、その情報を他の関連機関も共有できるようになっており、関連機関の対応がバラバラになることを防いでいる。

最後に、これは警察の活動ではないが、定期的にDV事件専門の法廷を設ける試みも、ウエスト・ヨークシャーの中核都市リーズで始まっており、年間400件程度の事件を扱う見通しである<sup>68</sup>。この専門法廷は、加害者への量刑と被害者の保護という二つの面で裁判所の機能を高めることを目的に、ウエスト・ヨークシャー保護観察事業体が主催し、警察、検察、判事、その他DV被害者援助団体からも代表が参加する「関係機関ワーキング・グループ」が設立したものである。

## (2) DV加害者・性犯罪者を対象とするプログラム

DV加害者や性犯罪者の行動を改善するためのプログラムは、どの程度効果があるのかについては、現時点で出ている効果測定の結果が研究ごとにまちまちであるため、明確な答は今後を待つしかないが、イギリスでは各地で実践が行われている。

DV加害者プログラムについて政府が推奨している方法は、「ジェンダーによる分析視点を兼ね備えた認知行動アプローチ(又は心理教育アプローチ)」である。ジェンダーによる分析視点とは、加害者の根底にある「親密な男女関係においては、男が女をコントロールするのが当然」という信念を崩すことなしには、根本的な問題解決はあり得えないとする考え方である。以前は加害者プログラムの主流な一派であった、怒りのマネジメントやめい想といった方法では、たとえ物理的な暴力は抑えられても、加害者がこの信念を抱き続ける限り、物理的暴力以外(例えば情緒面・経済面)でDVが続き、被害者は相変わらず恐怖の中で生活することになるとされた。

また、以前に加害者プログラムの主流であった夫婦・家族カウンセリングは、被害者も同席させることによって、加害者が振るった暴力の責任の一端が被害者にもあると認めるものだとされ、同様に、加害者の暴力が酒やストレスや「機能不全な家族関係」の結果であると見なすアプローチも、加害者を免罪することにつながるとして疑問が持たれるようになった。これらに対し、認知行動アプローチ(又は心理教育アプローチ)は、暴力行動は学習された行動であって、消去が可能であり、その責任はひとえに加害者本人のものであるという見解に立ち、今日では実践の場で主流となりつつある。

イングランド南部のハンプシャー保護観察事業体は、1995年以来、地元の民間機関と提携してDV加害者を対象とした1クール30週のグループワークプログラム<sup>69</sup>を実施している。参加者は、裁判所の命令

や保護観察の一部に組み込まれた形での強制的参加者及び自発的参加者の両方である。これと並行して被害者女性のためにもグループワークや助言集会といったサービスを提供しており<sup>70</sup>、ここではパートナーが加害者プログラムに参加していない女性も受け入れている。なお、参加者のために無料託児所が併設されている。

性犯罪者を対象とした再犯防止のためのプログラムでは、認知行動アプローチを基に<sup>71</sup>、性犯罪者特有のゆがんだ思考パターンに挑戦し、被害者への共感性を高め、包括的な再発防止プランを含んだものが望ましいとされる。特に、犯罪者の年齢が低い（10歳から12歳）場合と犯罪行動がまだ始まったばかりの場合には、高い効果が期待できる。保護観察事業体は、性犯罪者の犯罪行動を変えるためのプログラムを社会内で多数実施している<sup>72</sup>が、この知見に沿った実践として、ウェスト・ヨークシャー保護観察事業体が、警察、民間調査機関<sup>73</sup>と共同で1998年から行っている「カーブ・クロウラー再教育プログラム」が紹介されている。カーブ・クロウラー（kerb crawler）とは、性交渉の相手（主に売春婦）を求めて歩道ぎりぎりを車で低速運転してはいかない者で、多くは少年である。カーブ・クロウリングを犯した<sup>74</sup>少年達は、裁判所に出頭する代わりに、一日教育プログラムに参加することを勧められる。プログラム参加の際には匿名が保証されるが、途中で抜けたりすると裁判所に出頭しなければならない。プログラムの内容は、売春の実態、性感染症の知識、売春が家庭や地域社会に与える影響、暴力と男らしさ、などを主題とした集団での話し合いである<sup>75</sup>。

イギリスのカテゴリーC刑務所（Category C prison）<sup>76</sup>25施設で行われている性犯罪者処遇プログラム（the Sex Offender Treatment Programme：以下SOTPという。）は、複数の場所で行われている同種プログラムとしては世界最大級の規模であり、年間およそ600人が受講している。

SOTPの対象は、性犯罪又は性的要素を含む暴力犯罪のために受刑中の男性収容者全員であるが、参加は強制ではなく、本人が決める。なお、刑期が短く、プログラムを終了するだけの時間がない者、精神病患者、英語を話せない者、自殺する危険が認められた者等は、原則的に除外される。プログラムの中心は、コア・プログラムと呼ばれる構造化されたグループワークであり、収容者8名に対し職員3名のチーム（うち1名はバックアップ要員）が実施する。時間的には、1回2時間のセッションを86回行うのが標準的である。実施要領は処遇マニュアルで定められており、実施水準を一定以上に保つため、内部及び外部からの監視制度を取り入れている。

なお、SOTPは、1991年に発足した全国的な性犯罪者政策の一翼をなすもので、この政策全体を対象とした効果測定研究（Sex Offender Treatment Evaluation Project：以下STEPという。）が内務省内のSTEPチームによって段階的に進められている<sup>77</sup>。

### （3）関連法制度の整備

関連する法制度も徐々に整備が進んでいる。例えば、1997年性犯罪者法（Sex Offenders Act 1997）で、性犯罪者<sup>78</sup>は刑事処分終了後も、特定された期間中<sup>79</sup>は警察に住所氏名を登録する義務が課せられた。翌年の1998年犯罪及び騒乱法（Crime and Disorder Act 1998）は、特定罪種の性犯罪前歴を有し、現時点で地域に対して潜在的な脅威を与えていると警察が判断した者に対し、治安判事裁判所が「性犯罪者命令（Sex Offender Orders）」と呼ばれる民事命令<sup>80</sup>を出せる仕組みをつくり、この命令を受けた者も警察に住所氏名を登録する義務を負うことになった<sup>81</sup>。

刑事法上、DVを特定した犯罪は存在しないが、英国では1861年対人犯罪法（Offences Against the Person Act 1861）の下で訴追されることが多い。1998年、内務省は、この法律を現代の状況に合った内容に改訂することを提案した報告書<sup>82</sup>をまとめている。

一方、刑事法だけでなく、DV被害者保護のため民事的救済措置を活用する方法も用いられる<sup>83</sup>。代表

的なのは、裁判所が被害者を保護する命令を発出し、加害者による命令違反があった場合は犯罪として扱う枠組みであるが、これは1990年代に入り、被害者の安全確保のためには、加害者に加害行為を禁じる裁判所命令が出されるだけでは不十分で、命令違反が厳格に取り扱われる仕組みが必要であるという認識が広まり、関係法令が整備されて実現したものである。1997年嫌がらせ行為保護法に定められている「差止命令」(injunction)<sup>84</sup>や、1996年に改正された家族法 (Family Law Act 1996) による「暴力行為禁止命令」(non-molestation injunction) 及び「占有命令」(occupation order)<sup>85</sup>等の適用が行われている。従来から、嫌がらせ禁止命令と占有命令には、裁判所の判断で加害者逮捕の権限が付与され得る仕組みとなっていたが、家族法改正前に実際に付与された割合は、二つの命令を合わせ、およそ3分の1であった。家族法改正後は、この割合が、嫌がらせ禁止命令で80%、占有命令で75%まで上昇し、法改正が裁判所の判断に影響を与えたことがうかがえる。

被害者が子供の場合、つまりDVというより児童虐待事案では、1989年児童法 (Children Act 1989) に定められた「緊急保護命令」(Emergency Protection Order) 又は「一時保護命令」(Interim Care Order) を発出し、これに「排除命令」(exclusion order) を併せれば、加害者に加害行為のみならず、被害者の住まいへの立入り自体を禁ずることができる<sup>86</sup>。

## おわりに

以上、イギリスにおける被害者保護施策の流れを概観してきたが、そこには他の国で見られるような、被害者対策のために特化された政府機関の設置、包括的な立法、あるいは在野の団体からの政治的圧力といった目立つけん引力が見当たらない。しかし、イギリスの被害者保護施策は、政府による経済的支援、Victim Support を筆頭とする民間団体による対人援助、刑事司法機関による被害者保護の有機的連携を特色として高く評価され、イギリスは被害者対策における先進国と見なされるに至っている。その背景として挙げられるイギリスの特色を、二点にまとめておきたい。

第一点は、公的機関相互の、そして公的機関と民間機関との連携の成功である。Victim Support の活動はめざましいが、その成長は警察を始めとする公的機関との共存路線に支えられてきた (第4章参照)。また、ともすれば政府とは対立図式で描かれがちな、市民運動を基盤とする在野の女性団体による被害者支援活動も、広範な被害者施策の一部として認知され、政府の財政援助を受けるなどして公的機関と協調しつつ共存している (第6章参照)。そこにイギリスの公的機関の財政面でのひっ迫なり、国全体で盛んなボランティア活動の底力を見ることも可能であるが、被害者のために役立っているという実績があれば、それをそのまま活用しようという合理主義が、公・民を問わず共有されているという見方も可能であろう。

我が国の刑事政策において、ボランティアの活動が公の施策を支えている代表的な分野は更生保護であろう。活動に際してのVictim Supportにおけるコーディネーターとボランティアの関係、そして我が国の保護観察官と保護司の関係には類似性が見て取れる (第4章参照)。また、行政との協調という方向性も、Victim Support と保護司会の共通する性格である。言うまでもなく我が国の保護司制度は加害者の更生への援助を第一の目的としており、安易に被害者援助を導入することは国民の不信を招きかねない。しかし、我が国でも保護司のネットワークを活用した、何らかの形での被害者支援方策は、検討に値するのではないだろうか (注34参照)。

第二点は、刑事政策の分野における、evidence based policy という政策立案の流れ (注41参照) であ

る。政策立案に先行して試行と評価研究を行い、そこで有効と認められたものだけを国レベルで政策として実施する。一方、いったん軌道にのった施策であっても、効果が上がらなければ改正あるいは撤廃していく。ここで鍵となるのは有効性であるが、その前提として、国民のための行政サービスの向上を優先するという見解の共有と併せて、国民のニーズを含めた正確な実態の把握が必要となる。これを刑事政策の分野で支えているのが、住民がどのような犯罪被害に遭い、刑事司法に何を求めているのかを問う、犯罪被害実際調査である。調査が行われた結果、対女性暴力による被害実態が明るみに出されたことは、政府が総合的に対女性暴力抑制の取組を行う一つのきっかけとなった。

我が国と国情の違いがあるとはいえ、イギリスにおけるこうした取組は、我が国の被害者施策を考える上でも参考になる点が多いと思われる。

末筆となったが、本稿の執筆に当たっては在連合王国日本国大使館一等書記官の廣上克洋氏、梅林啓氏、そしてイギリス内務省研究統計局上席研究官トム・エリス氏から多大なるご協力をいただいた。ここに改めて御礼を申し上げたい。

## 脚注

- <sup>1</sup> Criminal Injuries Compensation Board, *Criminal Injuries Compensation Board 34th Report*, 1999, の序文及び Home Office, *Compensation for Victims of Violent Crime ~ Possible Changes to the Criminal Injuries Compensation Scheme (A Consultation Paper)*, 1999, 17-48に詳しい。
- <sup>2</sup> 最初のレポートがイギリス内務省から発刊されたのが1983年である。Hough, M. and Mayhew, P., *The British Crime Survey : first report*, Home Office research Study No.76, 1983参照。
- <sup>3</sup> Shapland, J., *Victims, the Criminal Justice System and Compensation*. *British Journal of Criminology*, Vol. 24(2), 1984, 131-149.
- <sup>4</sup> 奥村正雄「イギリス刑事法の動向」, 成文堂, 1996, 271-272によると、シャプランドの調査結果では、警察及び裁判所に対する犯罪被害者の要望として、①被害者に敬意をもって接する、②事件処理や刑事司法における被害者の役割等について継続的に情報を提供する、③訴追判断、報道機関への情報提供等について、被害者の意見を聴取することなどが挙げられている。
- <sup>5</sup> この詳しい内容については、法務総合研究所研究部資料45号「捜査・公判段階における被害者等の保護支援—イギリス及びアメリカの施策—」に詳しく、新「被害者憲章」の全文訳が掲載(前掲, 80-104)されている。また、安田貴彦「イギリスにおける新『被害者憲章』の制定について」, 警察学論集, 49(II), 1996, 34-51にも詳しい内容が解説されている。
- <sup>6</sup> これについては、法務総合研究所研究部資料41号「イングランド及びウェールズの保護観察所における被害者支援調査」に詳しい。また、内務省保護観察監査局が保護観察事業体の被害者支援への取組状況に関する調査を実施し、最近、その報告書が刊行された。それによると、調査対象となった保護観察事業体は、被害者支援におおむね積極的に取り組んでいると評価しつつも、まだまだ手探りの状態であり、内務省が中心となって早急に被害者との関わり方に関する具体的なガイドラインを示すこと、被害者支援に関する職員研修等を積極的に推進すること、支援対象となる被害者の枠を拡大すること、被害者住所等の追跡調査における捜査機関との協力体制の確立などを勧告として盛り込んでいる。(Home Office HM Inspectorate of Probation, *Thematic Inspection Report: The Victim Perspective ; Ensuring the Victim Matters*, 2000)
- <sup>7</sup> Crown court manual 8条に、その旨規定がある。
- <sup>8</sup> Home Office と Lord Chancellor's Department の合同回状 (Joint Home Office /LCD Circular,

11 June 1998) で、少年裁判所における情報開示・裁判の公開範囲の在り方について指示が出されている。

- 9 法務総合研究所から質問した事項に対する、検察庁 (CPS) からの回答による。
- 10 新「被害者憲章」に、判決前調査報告書に被害内容を盛り込むように示されているほか、保護観察官のマニュアルである Home Office Probation Service Division, *National Standards for the Supervision of Offenders in the Community*, 1995, 7-16においても、判決前調査報告書に記載すべき事項として同様の指摘がある。
- 11 奥村正雄「イギリスにおける被害者学の生成と発展」, 被害者学研究, 第6号, 1996年, 81-107に、その経緯が記載されている。
- 12 保護観察官が被害者に情報提供をすると同時に、加害者の仮釈放に関して被害者の懸念に配慮することについては、新「被害者憲章」に記載があるが、具体的な活動内容としては、内務省から保護観察回状1995年第61号「保護観察事業体の被害者に対する接触業務について」が発出されている。
- 13 1994年刑事司法及び公共秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994) 51条により、証人や陪審員等に対して、捜査・裁判を妨害する目的で脅迫等を行った者は、最高5年以下の拘禁刑に処せられる。
- 14 1997年の実績を見ると、491件の電話がヘルプラインに寄せられ、187件が刑務所長に伝達されている。それ以外の294件は、刑務所に関する一般的な質問であった。(インターネットで公開されている Home Office の *Home Office Annual Report 1998-99*, CHAPTER 10:Victim of Crime による。アドレスは、<http://www.homeoffice.gov.uk/annrep/1998/hoar11.htm>)
- 15 安田貴彦「イギリスにおける警察の犯罪被害者政策の現状(二)」警察学論集, 49(2), 1996, 138-162 に詳しい。
- 16 以上の証人保護措置は、新「被害者憲章」に示されている。また、内務省回状 (Home Office Circular 41/1996) においても、刑事司法における証人のケアに関する指示が発出されている。
- 17 1988年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1988) 23条3項 (b) に規定されているが、Edwards, S., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Use of the Criminal Law*, Home Office RDS, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000によると、実務ではほとんど使われていない。
- 18 1999年少年司法及び刑事証拠法 (Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999) の規定によると、17歳未満の証人、精神的・肉体的障害 (知的障害等) により、証言の質が減じやすいと認められる証人、証人の特徴又は被告人の態度等によって証言する際の不安や苦痛により、証言の質が減じると認められる証人について、裁判所の裁量でスクリーン等の遮へい物をおいた状態で証言を行うことができる (ただし、法律は成立したが、この部分の条項は未施行である。)
- 19 1988年刑事裁判法32条及び1982年刑事法院規則 (Crown Court Rule 1982) 23条に、この規定があり、殺人等の一定の重大犯罪で証人が外国にいる場合、暴行、傷害、児童虐待における14歳未満の証人、性犯罪における17歳未満の証人の場合、証言がビデオ録画され、反対尋問がなされる場合は、裁判所の許可により、テレビ・リンクを用いて証言することができる。また、1999年少年司法及び刑事証拠法の規定によると、17歳未満の証人、精神的・肉体的障害 (知的障害等) により、証言の質が減じやすいと認められる証人、証人の特徴又は被告人の態度等によって証言する際の不安や苦痛により、証言の質が減じると認められる証人について、裁判所の裁量でテレビ・リンクを用いて証言を行うことができる (ただし、法律は成立したが、この部分の条項は未施行である。)

- 20 1988年刑事裁判法32条及び1991年刑事裁判法54条の規定により、証人に対して反対尋問ができない等一定の場合を除き、暴行、傷害、児童虐待事件における14歳未満の証人、性犯罪事件における17歳未満の証人については、裁判所の許可により、ビデオテープを証拠として提出し、主尋問に代えることができる。また、1999年少年司法及び刑事証拠法により、テレビ・リンクの場合と同様、その対象が拡大されている。
- 21 この旨は、新「被害者憲章」にも記述がある。1992年性犯罪法 (Sexual Offences (Amendment) Act 1992) 1～4条に、原則として被害者の氏名・住所の公表を禁ずる規定がある。
- 22 前掲、法務総合研究所研究部資料45号「捜査・公判段階における被害者等の保護支援—イギリス及びアメリカの施策—」21-44に、Victim Supportによるプロジェクトに対する研究報告書の翻訳が掲載されている。
- 23 こうした証人サービスは、刑事法院では実施されているが、治安判事裁判所及び少年裁判所では十分な証人に対するケアが行われていない。これらの裁判所における証人ケアの実態調査結果が、Plotnikoff, J., & Woolfson, R. *Witness Care in Magistrates' Courts and the Youth Court*, Home Office Research Findings No.68, 1998において報告されている。同報告書によると、治安判事裁判所及び少年裁判所においては、証人保護に関して、被害者憲章等によって定められた基準が満たされておらず、平均して証人が法廷に呼び出されるまでに3時間を要し、召喚された日に実際に証言を行ったケースはわずか54% (少年裁判所で25%) に過ぎず、約50%の証人が裁判所に到着後どうすればよいのかという情報を与えられていなかった。また、検察側証人の53%の者が法廷で氏名・住所が読み上げられることに不安を感じ、51%の者が被告人と会うことに不安を感じていた。さらに、多くの場合、検察側証人と弁護側証人の待合室が分けられておらず、これは少年裁判所において特に問題であった。
- 24 賠償命令は、1972年刑事裁判法によって導入され、1982年刑事裁判法により賠償命令が罰金に優先すると規定され、1988年刑事裁判法により、被害のあるすべてのケースについて、賠償命令を検討し、科さない場合には、その理由を示すことが義務付けられた。
- 25 これらは deprivation order, confiscation order と呼ばれ、それぞれ1973年刑事裁判所権限法 (Powers of Criminal Courts Act 1973) 43条及び1988年刑事裁判法71条において規定されている。
- 26 deprivation order については1973年刑事裁判所権限法43条 A, confiscation order については1988年刑事裁判法72条。
- 27 この部分の内容は、Murphy, P., *Criminal Practice*. Blackstone, 1999に詳しい。
- 28 内務省回状 (Home Office Circular 53/1993) 及び Magistrates' Association Guidelines によると、かすり傷で£50以内、打撲で£75以内、前歯の損失で£1,000などとなっている。ただし、これらはあくまでも一つの目安に過ぎない。
- 29 非行少年処遇班 (youth offending team) と呼ばれる機関であり、各地方自治体に設置されることになっている。この処遇班は、非行少年処遇改革の目玉とも言えるものであり、それぞれの地方の警察、保護観察、社会福祉、教育、保健・医療を担当する機関の出向者で構成され、出向期間中は、処遇班の専任職員となり、任期は2～3年程度とされている。非行少年処遇班は、「よろず少年もめ事相談所」的な役割が期待され、その役割は多岐にわたり、地域における非行防止活動から始まり、警察段階 (取調での付添いや後述の最終警告制度等) での処遇支援、裁判段階での判決前調査報告書の作成、処分決定後の社会内処遇の実施、施設内処遇後のアフターケア等を担当する。この非行少年処遇班は、1998年9月30日からイギリスの11の地方自治体で試行運用されており、2000年に全国的に正

式導入されることとなっている。

- 30 非行少年処遇班については、浜井浩一・横地環「連合王国の少年非行の動向と非行少年処遇」法務総合研究所研究部報告5号, 1999, 53-100に詳しい。
- 31 この新補償制度については、奥村正雄「イギリスの新犯罪被害者補償制度(1)」清和法学研究, 5(1), 1999, 223-277及び奥村正雄「イギリスの新犯罪被害者補償制度(2)」清和法学研究, 5(2), 1999, 179-199に詳しい。原典としては、Home Office, *The Criminal Injuries Compensation Scheme*, 1995等がある。
- 32 たとえば、前歯の喪失がレベル1で£1,000, 片足大腿骨の骨折(完治)がレベル7で£3,000, 片目失明がレベル17で£20,000などとなっている。
- 33 Victim Supportの活動については、安田貴彦「イギリスにおける警察の犯罪被害者政策の現状」警察学論集, 49(3), 1996, 132-152に詳しい。
- 34 Victim Supportのボランティアには、基本的な研修を受けることが義務付けられている。その活動の中心は、被害者の気持ちに寄り添い、耳を傾けることであるため、簡単なカウンセリングを実施することはあるが、専門的な精神的ケアが必要な場合には、専門家を紹介することになっている。
- 35 Home Officeが1999年3月に発刊した21世紀に向けた刑事政策Criminal Justice System Strategic Plan 1999-2002 and Business Plan 1999-2000 (<http://www.criminal-justice-system.gov.uk>で入手可能)によると、Victim Supportに対する補助金は1999年から増額され、2002年4月までには現在より50%増額される予定であり、これによって、治安判事裁判所にも証人サービスの設置が可能となると記されている。
- 36 ボックスの事例にあるとおり、Victim Supportのコーディネーターとボランティアの関係やボランティアによる被害者のケアの在り方を見ると、我が国の保護観察官と保護司の連携による(犯罪者)処遇に似ているのが分かる。したがって、我が国で同様なシステムを構築する場合、現行の保護司制度をモデルとすれば不可能ではなく、更にいえば、保護司制度の中に被害者支援を取り込み、保護司会を中心として和解プログラムも不可能ではないように思われる。
- 37 1992年度調査では、12歳から15歳までの少年だけからなる小集団(Teenage boost)も調査対象とした。
- 38 CASIは60歳以上の回答者には実施しないため、この調査票については16歳から59歳までの回答者からのデータしか取れない。
- 39 Mirrlees-Black, C. & Byron, C. *Domestic Violence: Findings from the BCS Self-completion Questionnaire*, Home Office RDS, Research Findings 86, 1999によると、方法としてのCASIには、回答者の秘密保持のほかに、質問に答えないままでは先に進めないようになっているため、回収されるデータの質が高まるという長所もある。短所は、あらかじめ与えられた選択肢からすべての回答を選ぶ形式になっているため、詳細な回答が得られないことである。
- 40 Mirrlees-Black, C., Budd, T., Partridge, S. & Mayhew, P. *The 1998 British Crime Survey England and Wales*, Home Office Statistical Bulletin, 1998, 69-74による。
- 41 例えば企業詐欺, 万引き, 無賃乗車, 事務所荒らし (commercial burglary) がここに含まれる。
- 42 1995年に英国で起こった同種暴行事件は、およそ660万件と推定される。
- 43 evidence-based policy と呼ばれる。
- 44 この部分は、犯罪被害調査ではなく、Home Office 及び Dominy and Radford による調査の結果として引用されている。

- 45 文中には、活動を紹介されている実施機関の連絡先が細かく掲載され、暴力被害に遭っている女性やその周辺者といった一般読者にも情報が活用できるようになっている。
- 46 その代表的な例は、過去25年間にわたって活動を拡大してきた民間機関、強姦救援センター (Rape Crisis Centre) である。現在、イングランドとウェールズで51か所が活動している。
- 47 Home Office, *Crime Reduction Programme: Reducing Violence Against Women Initiative/ Prospectus and Invitation to Bid* (インターネットで入手可能な文書。アドレスは、<http://www.homeoffice.gov.uk/violenceagainstwomen/dvprosp.htm>) に詳しい。
- 48 Mullender, A. & Hague, G., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Women Survivors' Views*, Home Office RDS, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000によると、被害女性からも、医者や看護婦の方から事情を尋ねて欲しいという要望が出ている。
- 49 専用電話サービスについては、1998年から Victim Support も独自のサービスを開いた。被害者が希望すれば、近所の Victim Support から直接援助を受けられるのが特色である。
- 50 避難施設の総数は、全国で445か所である。
- 51 強姦救援センターは、活動が全国に拡大するにつれ、それぞれの活動拠点で質的に少しずつ異なったサービスを扱えるように専門分化していった。SERICC は名称のとおり、強姦被害全般に対応する以外に、近親姦被害者への対応に重点をおいている。
- 52 この段落は、主に Mullender, A., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Meeting the Needs of Children*, Home Office RDS, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000による。
- 53 加害者に対するプログラムを運営する民間機関に対し、National Practitioners' Network が出しているガイドラインは、「DV は子供に対する暴力を測る指標であり、DV の存在そのものが児童虐待に該当する。」という一文を含む。
- 54 前掲、*Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Women Survivors' Views* による。
- 55 ここではスコットランドを含む。
- 56 スーパーバイズ面会はサポート面会に比べて経費がかかり、また、同席する職員も高い専門性が要求されるため、実施可能な施設は限られている。
- 57 Kelly, L., *Domestic Violence Matters: an evaluation of a development project*, Home Office Research Study 193, 1999に詳しい。
- 58 Mullender, A., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Perpetrator Programmes*, Home Office RDS, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000参照。
- 59 前掲、*Compensation for Victims of Violent Crime~Possible Changes to the Criminal Injuries Compensation Scheme (A Consultation Paper)*, 7-9に詳しい。
- 60 その主な理由は、知り合い同士の関係での強姦が通報されるようになったことである。知り合い同士の関係では加害者が「被害者が性交に合意した」と主張した場合、被害者がこれを覆す証拠を挙げるのは困難である。政府は、この「合意」をめぐる諸事情の見直しを検討中という。
- 61 Plotnikoff, J. & Woolfson, R., *Policing Domestic Violence: Effective Organisational Structures* Home Office RDS, Police Research Series Paper 100, 1998による。同報告書は、DV と児童虐



待は密接な関係がありながら対処機関はばらばらで、機関間の連携が乏しいという問題点も指摘している。

- <sup>62</sup> 最も積極的なものは「プロ・アレスト・アプローチ (pro-arrest approach)」と呼ばれ、犯行の証拠が十分にあり、警察に逮捕能力がありさえすれば、被疑者を逮捕するという方針を意味している。
- <sup>63</sup> 1997年嫌がらせ行為保護法 (the Protection from Harassment Act 1997) で犯罪とされた、2条の「嫌がらせ行為」、4条の「暴力による恐怖を与える行為」に該当すると解される。詳しくは Edwards, S., *Reducing Domestic Violence...What Works? Briefing Note: Use of the Criminal Law*, Home Office RDS, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000参照。
- <sup>64</sup> ただし今のところ、警察活動の積極化は、訴追事件数の増加には結びついていない。前掲で Susan Edwards は、裁判に耐え得る証拠 (例えば現場で撮影した写真) を収集すること、証人が出廷を嫌がる場合、訴追を諦める前に1988年刑事裁判法23条3項(b)の適用を考慮すること、などを提案している。
- <sup>65</sup> 手紙の内容は、「DVは犯罪であり、警察はこれを重大に受け止め、可能な限り犯人を逮捕する。」というメッセージを核としている。
- <sup>66</sup> プロジェクト名は Standing Together Against Domestic Violence。
- <sup>67</sup> ハマースミスはロンドンにある一地域の固有名詞。
- <sup>68</sup> 1999年6月2日付け、BBC News online network, *UK Court tackles domestic violence* による。
- <sup>69</sup> プログラム名は North Hampshire Domestic Violence Perpetrators Programme。
- <sup>70</sup> 加害者が加害者プログラムに出席すると、一時的に行状が悪化するおそれがある。特に、途中で離脱してしまう場合、被害者を更に大きな危険にさらしかねない。このことを踏まえ、加害者プログラムの主催者は、被害者の安全確保のため、プログラム期間中継続して被害者と直接連絡を取り続けたり、あるいは被害者がすぐに頼れるような他の社会資源を用意しておくなど、予防策を講じることが求められている。
- <sup>71</sup> 性犯罪者に対する認知行動アプローチの「認知」の側面は、性的加害行為をもたらす歪んだ思考パターンに気付くことと、性的加害行為が被害者に与える悪影響を理解することに結びつく。「行動」の側面は、主に不適切な性的ファンタジーに対する覚せい度の合いを下げていくことを意味する。
- <sup>72</sup> Martin, C., *The ISTD Handbook of Community Programmes (Second Edition)*, Waterside Press, 1998, 323-342には、保護観察事業体が主催する性犯罪者処遇プログラムが12種類紹介されている。
- <sup>73</sup> Research Centre on Violence, Abuse and Gender Relation という機関。
- <sup>74</sup> カーブ・クロウリングは、1985年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1985) で刑事犯罪に定められている。
- <sup>75</sup> このプログラムの成果は、まだまとまっていないが、先行してアメリカ合衆国サンフランシスコで行われた同種プログラムでは、参加者1,400名中再犯で逮捕された者は4名であったが、参加しなかった者では、60%が再犯で逮捕されたという結果が出ている。
- <sup>76</sup> イギリスの刑務所は、カテゴリー A の重警備刑務所からカテゴリー D の開放刑務所まで、受刑者の自由度に応じてランク分けがなされている。カテゴリー C 刑務所は、開放刑務所ではないが、受刑者は許可を得て外出することが可能である。
- <sup>77</sup> 保護観察事業体が実施する社会内での性犯罪者プログラムについての評価報告 (1994年) に続き、SOTP の評価報告 (Beech, A., Fisher, D. & Beckett, R., *Step 3: An Evaluation of the Prison Sex*

*Offender Treatment Programme~A Report for the Home Office by STEP team*) が1999年に発表された。SOTPに関する記述は同報告を参考にした。

- 78 原則として18歳を超える者を対象とする。性犯罪すべてに該当するわけではなく、該当する罪種が定められている。
- 79 期間は刑事処分に応じて定められている。例えば、警察による警告及び社会内処分を受けた者は5年間、6か月以下の拘禁刑となった者は7年間、無期刑及び30月以上の拘禁刑が課せられた者は無期限、等である。
- 80 命令違反は刑事犯罪であり、最長5年の拘禁刑が科せられる。
- 81 高木勇人「犯罪対策と情報~イギリスの性犯罪者法, 犯罪・秩序違反法~」警察学論集52(9), 1999, 174-196に詳しい。
- 82 書名は *Violence: Reforming the Offences Against the Person Act 1861*。
- 83 この段落は, Edwards, S., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Civil Law Remedies*, Home Office RDS, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000による。
- 84 中川正浩「いわゆる『ストーカー問題』管見~英米における『ストーキング防止法』の概要について~」警察学論集50(8)121-136, 1997及び同(9)171-182, 1997に詳しい。
- 85 被害者の住まいから加害者を排除することを命じるもの。
- 86 親子の交流を断つことについて裁判所は非常に慎重であり、「排除命令」は実際には余り使われていないが、子供の安全確保を第一とする立場からは、もっと使われるべきではないかという議論がある。DVや児童虐待のため親が離婚し、離れて暮らしている方の親と子供との接見についても、親子の交流維持と子供の安全確保のどちらを優先すべきかについて、同様の論争がある。

**巻末資料：「ドメスティック・バイオレンス：鎖を破れ (DOMESTIC VIOLENCE: Brake the Chain)**

1999年1月，内務省発行

**ドメスティック・バイオレンスについてあなたができること**

もしあなたが、一緒に暮らしている相手から暴力を振るわれたり、性的に虐待されていたり、又はそうしてやるぞと脅かされているのなら、それはドメスティック・バイオレンスを受けているということです。ドメスティック・バイオレンスは人を支配する言動であり、親密な人間関係の中で起こる、すべての物理的・性的・情緒的暴力行為がそれに当たります。女性が被害者になることもありますし、男性が被害者になることもあります。これまで、ドメスティック・バイオレンスのために、何千人もの生活が破壊されてきました。

ドメスティック・バイオレンスが一度きりで終わることは、まずありません。物理的・性的な虐待は時間がたつにつれて回数が増え、ますますエスカレートすることが多いのです。二人のうちのどちらかが、相手を殺すまで虐待が終わらなかったということもあります。やり方は変わっても、痛めつけたり支配したりという関係が続いていくこともあります。これら一連の出来事につながっている鎖は、打ち破られなくてはならないのです。

たくさんの人が、この鎖を破るためにお手伝いをすることができます。このリーフレットには、そのために働いている団体のうちの幾つかが取り上げられています。しかし、一人一人の個人にも、重要な役割があります。暴力に遭っている人にとって、信用のおける友人からの支えは、かけがえのない貴重なものです。鎖を破ることは、みんなの仕事なのです。

ドメスティック・バイオレンスは、ほとんどの人が考えているよりずっと多く起こっているものです。あなた自身、自分では経験していなくても、誰か経験している人を知っているかもしれません。このリーフレットは、あなたがその人を助けるために役に立つかもしれません。

ドメスティック・バイオレンスを野放しにしてはいけません。力を合わせれば、鎖を破ることができるのです。

**私にできることがあるの？**

もしあなた自身が暴力を受けているのなら、3段階のステップを踏んで、できることがあります。

- ・自分の身に、暴力が起こっているということに気付きましょう。
- ・あなたが悪いのではないということを確認しましょう。
- ・助けと支えを求めましょう。

**ドメスティック・バイオレンスに気付く**

親密な人間関係の中で起こる、物理的・性的・情緒的暴力行為のすべてがドメスティック・バイオレンスに当たります。最も深刻なのは、女性パートナーに対して男性が起こす虐待ですが、虐待そのものは男性に対して女性が起こすことも、同性同士の関係で起こることもあります。

ドメスティック・バイオレンスの被害者は、社会的階層、年齢、人種、障害の有無、性別、ライフスタイルの違いにかかわらず、広範囲にわたっています。虐待が始まる時期も、特定できません。相手と出逢ってすぐに始まる場合も、何年も一緒に生活した後で突然始まる場合もあります。

ドメスティック・バイオレンスは、物理的暴力、性的虐待、強姦、脅迫等、多種多様な形をとります。それらの上に、非建設的な批判、圧力、軽べつ、約束破り、孤立、嫌がらせなどが加わることもありま

す。特定の条件の下で、あるいはもうこんな虐待は起こさないと被害者に信じ込ませたいために、暴力を振るっている相手が、何らかの「おわびの印」を示してくることもあります。しかし、その場ではいくら信用できるように見えても、彼らの暴力は、長い目で見るとひどくなっていくのです。

### あなたが悪いのではないことを認める

自分の愛する人が、そんなにも攻撃的になり得るのだと認めるのは、たやすいことではありません。自分のパートナーの言動を説明することができないために、やられる自分の方が悪いのだと信じている人が大勢います。でも、そうではないのです。あなたの行為がどんなものであっても、お互いに大切にしようはずの関係であるパートナーから攻撃されたり、虐待されたり、辱められて当然の報いだという行為など存在しないのです。変わらなければならないのは、虐待する側の行動です。言い訳は通用しません。

### 助けを求める

あなたができることのうち、一番大切なのは、誰かに知らせるということです。助けを求めようという決断を、あっさり、素早くできる人もいますが、大抵の人は決断に至るまで時間がかかりますし、その道のりはつらいものです。誰かに言うより、自分で相手との関係を修復することによって暴力を終わらせようとするからです。虐待される関係から離れるか、とどまるか、どちらも同じくらい恐ろしく感じられます。何度も何度も助けを求めた後に、やっと自分が必要としている助けを得られるという場合がほとんどで、関係から離れた後でもまだ危険にさらされることがあります。再び助けを求めるのを恐れてはいけません。

緊急時は、999をダイヤルして警察を呼びましょう。(ミニコムでは0800 112 999)。

### 誰に話したらいいの？

あなた自身や、あなたの知っている人がドメスティック・バイオレンスに遭っている、あるいは遭っていたと分かった場合、助けになる団体はたくさんあります。役に立つ連絡先と電話番号を幾つかここに載せましたが、他にもたくさんあります。さらに詳しい情報を得るためには、図書館、地方自治体、市民相談等が役に立ちます。

### ウイメンズ・エイド (Women's Aid) の全国ドメスティック・バイオレンス専用電話 0345 023 468

この電話サービスで、支えと助けと情報を得ることができます。实际的・法的な選択肢で実行可能なものについて相談し、もしあなたが希望すれば、ウイメンズ・エイドが運営しているシェルターや助言サービスその他にあなたを紹介してくれます。かかってきた電話の秘密は厳守されます。専用電話の受付時間は、月曜から木曜の午前10時から午後5時までと、金曜日の午前10時から午後3時までです。この時間帯以外は、あなたの住まいの近くの、地元のウイメンズ・エイドに連絡が取れますので、地元の電話帳を探るか、インターネットのウイメンズ・エイド ([www.womensaid.org.uk](http://www.womensaid.org.uk)) にアクセスしてください。ウェールズでは、電話01222 390874で「ウェールズ・ウイメンズ・エイド」につながります。

### 各地のウイメンズ・エイドによるシェルターサービス

イングランドとウェールズを合わせて、300近いシェルター事業があります。これら各地のウイメンズ・エイドの多くが、地元の専用電話サービスだけでなく、助言センター、ドロップ・イン・センター

(予約なしで利用できる相談場所)、交通が不便な地域への訪問サービスなどを行っています。シェルターに入らなくても、そこに出かけて行って相談を受けたり、電話で助言を受けたりすることが可能です。

#### **避難所 (Refuge) の24時間全国電話サービス 0990 995 443**

この電話サービスは、ドメスティック・バイオレンスに遭っている女性を対象に、毎日、24時間体制で情報、支え、実際の援助を提供しています。被害に遭っている女性と、その子供を、英国全土にあるシェルターに紹介してくれます。

#### **男性のための助言と問い合わせの電話 0181 644 9914**

ドメスティック・バイオレンスに遭っている男性が、情報、支え、助言を求められる電話です。月曜と水曜の午前9時から午後10時まで受け付けています。地元で行われている男性のためのプロジェクトが利用できる地域もあります。

#### **Victim Support 0845 30 30 900**

Victim Support は、犯罪の被害者に対して情報と支えを提供します。被害を受けた事件について、警察に届出をしなくても利用できます。すべての援助が無料で、秘密が守られます。Victim Support に直接電話することもできますし、警察に頼んで地元のグループを紹介してもらうこともできます。全国電話サービスの受付時間は、月曜から金曜の午前9時から午後9時までと、土日祝日の午前9時から午後7時までです。

#### **シェルターライン 0808 800 4444**

シェルターサービスへの緊急受付ができます。

#### **警察**

家庭内で起こる虐待の多くは刑事犯罪であり、警察はすべてのドメスティック・バイオレンスを非常に重いものとして扱います。ほとんどの警察には、特別な訓練を受けた経験豊富な担当官がおり、担当官は、あなたのパートナーがいないところで、あなたの話を聴いてくれます。女性は、希望すれば、女性の担当者との面接ができるようになっています。警察は、もしあなたが望めば、病院にかかる手配、移動手段、そして安全な居場所を確保することが可能です。優先順位で一番がついているのはあなた自身の、もし子供がいる場合はあなた自身と子供の、安全と健康なのです。

緊急時に警察に連絡するには、999番をダイヤルしてください。それ以外は、地元の電話帳で番号を探して、地元の警察署に電話してください。

#### **全国保健事業 (NHS)**

パートナーの言動が自分や子供たちの健康にどれほどの影響を与えるか、ほとんどの人が気付いていません。うつ状態や不安を経験する人もいますが、これらは物理的な暴力によって負傷すると同じくらい、あるいはそれよりひどく、健康に害を与えるものなのです。このような症状は、虐待関係が続いている間に出てくることもありますし、関係が終わった後に出てくることもあります。

お宅のGP (各家庭のかかりつけ医。患者は自己負担なしで受診できる。) や訪問看護婦に、あなたの不安や負傷の本当の原因を知らせてください。病院で外科に受診する場合は、傷の原因を隠さないでく

ださい。本当に必要としている医療を適切に受けるために、これは非常に重要なことです。NHS 職員(医療従事者)に対しては、いつでも秘密厳守で相談ができることを、忘れないでください。

#### **サマリタン (The Samaritans) 0345 90 90 90**

危機に陥っている人に対して、24時間体制で秘密厳守の情緒的支援を行います。ここに掲載した番号は、すべての支部にリンクしています。地元の電話帳に載っている、お近くの地域支部の電話にかけてくださっても結構です。

#### **全国児童保護専用電話 (National Child Protection Helpline/ NSPCC) 0800 800 500 (ミニコムでは0800 056 0566)**

危険な状態にある子供に関することで電話してくださった方に、無料・秘密厳守でカウンセリング、情報、助言を提供しています。

#### **ケア・ライン (Careline) 0181 514 1177**

子供、若者、大人のための、全国規模のカウンセリング電話です。秘密は厳守されます。家庭のこと、夫婦関係の問題、児童虐待、強姦や強制わいせつ、抑うつや不安などについて、相談にのります。

#### **リレート (Relate)**

人間関係についてのカウンセリング。緊急時は対応できません。電話番号は地元の電話帳にあります。

#### **どうやって暴力から身を守ればいいの？**

##### **法的な保護**

暴力を振るう相手に対し、警察が刑事法を適用できるかどうかにかかわらず、あなたは民事法を使うことができます。民事法を使って、安全に生活できるように身を守ることができます。ドメスティック・バイオレンスに遭っている多くの人が、1996年家族法により、暴力を振るう相手に対して命令を出してもらうように裁判所に申請することが可能になりました。例えば、一緒に住んでいる、あるいは住んでいた相手(結婚していたかどうかは関係ありません。)、結婚を約束した相手、子供に対する親としての責任をあなたと共に持つ相手などに対して、命令を出してもらうように申請することができます。

これらの命令によって、虐待行為そのものを止めさせることができます。また、暴力を振るう相手が家に入ってくることを禁止する命令を出せる場合もあります。裁判所は、命令に逮捕権限を付け加えられるので、もし命令に従わなければ、命令を出された者は警察の手で裁判所に連れていかれます。

あなたが生活保護を受けていたり、あるいは収入が非常に少ないのであれば、弁護士や法律上の手続にかかる費用は「法律扶助」(legal aid)で支払ってもらえるかもしれません。

警察、弁護士、地元の治安判事裁判所、地方裁判所、市民相談、「女性への援助」グループなどから、更に助けを見つけ出すことが可能です。

#### **引っ越して相手から離れる**

もしあなたを虐待しているのが一緒に暮らしている相手や、元パートナーである場合、一番良い決断は、今住んでいる家からあなた自身が出ていくことかもしれません。どこにも行く場所がなかったら、このリーフレットに載っている電話ヘルプラインか、地元自治体の住宅局に連絡するのがいいでしょう。

住宅局は、ホームレスのために24時間体制の緊急サービスを行っているはずですが。あなたがドメスティック・バイオレンスの危険にさらされて危ない状況にあり、今住んでいる家に住み続けるのは望ましくないということが分かったら、住宅局の職員は、あなたがどこか他に住まいを見つけるのを助けなければならないのです。職員の紹介で、どこか公的な宿泊施設か、ベッド・アンド・ブレックファスト（民宿のようなもの）か、女性用シェルター等の一時的な住まいに入居するのが一般的です。

シェルターというのは、安全な住まいで、女性と子供が暴力の心配なしに生活できるところです。入居者が、プレッシャーや恐怖のないところでこれからのことを決められるように、しばらくホッと息がつける場を提供してくれます。特定の民族的・文化的背景を持つ女性と子供のために特別に用意されたシェルターもあります。例えば、黒人女性、アジア女性、ラテン・アメリカ女性、ユダヤ女性のためのシェルターがあります。障害者用の設備や、訓練を受けた職員を置いているシェルターもあります。

多くの人が、虐待されると分かっているにもかかわらずこれまでの関係から離れない理由の一つに、家を出ても経済的にやっていけるかどうか迷うということがあります。あなたが受けられる可能性のある補助金や手当には様々な種類があり、働いている人でも受給できるものがあるのです。あなたのお近くの社会保障局生活保護給付事務所が相談に乗ってくれます。

### 子供たちはどうなるの？

ドメスティック・バイオレンスと児童虐待の間には関連があることが認められています。子供たちは、直接怪我をさせられたり虐待を受けたり、巻き込まれて負傷する場合がありますし、直接は虐待されていないけれど間接的に苦しんでいる場合もあります。両親が思っているより子供が虐待にはっきり気付いているということがよく起こっています。

暴力を振るっている相手が、被害者に対して、「もしおまえが家を出ていったり、この暴力のことを他人にしゃべったりしたら、子供はどこかよそに連れて行かれてしまうんだぞ。」と脅しをかけることがあります。そのような理由でソーシャルサービスが子供を連れ去ってしまうことはありません。もし、あなたのパートナーが子供をさらっていくかもしれないという恐れがあるのなら、是非そのことを相談してください。親権、子供の住むところ、子供の連絡先、転校やそれに関連する問題など、あなたの地元「女性への支援」グループ、法律センター、市民相談、弁護士が相談に乗ってくれます。

### ドメスティック・バイオレンスを受けている友達がいるんです。どうやって助けたらいいの？

あなたが助けようとしている相手が、よほど自分の体験を率直に話してくれていない限り、あなたが直接、問題の核心をつかむのは難しいかもしれません。しかし、とにかく誰かからドメスティック・バイオレンスを受けていると打ち明けられた場合、基本的なことで、あなたができることはいくつかあります。

- ・ **分かってあげましょう** 同じような状況にある人が、たくさんいるということを説明しましょう。相手が勇気を振り絞り、あなたを信用したから、虐待をうち明けたということを覚えておきましょう。相手が話しているときは、せかさないうっくり聴きましょう。余り細かく具体的な話をしたくないようだったら、無理強いしてはいけません。
- ・ **支えてあげましょう** 暴力を振るっている相手が何と言おうと、他人から脅されたりふたれたりするのが当然な人間など一人もいないのだと、言葉に出して言ってあげましょう。良い聴き手になるよう努め、本人が傷ついた気持や怒りを表現できるように励ましましょう。
- ・ **判断は本人にしてもらいましょう** 本人に、まだ関係を断つ用意ができていなくても、あなたが代

わりに判断してはいけません。本人がすべき決断です。

- **けがをしていたら、それについて尋ねましょう** 病院に行く必要がありそうなら、一緒に行ってください。もし本人が警察に行くことを選んだら、通報を助けてみましょう。
- **情報を提供しましょう** 利用できそうな援助について、あなたが出来る限り、本人に情報を提供してください。どんな選択肢があるか、一緒に考えましょう。本人に心の準備ができたなら、一緒に弁護士のところへ行ってください。
- **虐待される関係から安全に離れるための計画を立てましょう** 何が安全で、何が危険か、本人に決断させましょう。本人がまだ煮えきらないうちに計画を勧めてはいけません。
- **あなたの連絡先や電話番号を提供しましょう** 情報探しや連絡に役立ちます。
- **最後に何よりも、他人を支えている間は、自分の身に気をつけましょう** 危ないところに身を置いてはいけません。例えば、友達に暴力をふるっている相手に、あなたから直談判しようとししないでください。また、友達と相手の仲を割こうとしていると思われるようなことは避けましょう。

---

このリーフレットは、検察庁、環境・交通・地方省、保健省、大法官省 (the Lord Chancellor's Department)、社会保障省、ウェールズ省 (the Welsh Office)、女性ユニット (内閣府に設置された女性政策のシンクタンク・調整機構) の協力を得て、内務省が発行した。一部、ウイメンズ・エイドによる出版物からの引用部分がある。